

## 第2部 事業の概要

### 第1章

## エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現

#### 第1節 気候変動対策

- 1 気候変動対策の経緯

#### 第2節 ゼロエミッションビルディングの拡大等

- 1 大規模事業所における対策の推進
- 2 中小規模事業所における対策の推進
- 3 家庭における対策の推進

#### 第3節 環境都市づくりの推進

- 1 新築建築物に係る環境配慮の推進
- 2 地域におけるエネルギー有効利用とエネルギーマネジメント等の推進
- 3 ヒートアイランド対策

#### 第4節 再生可能エネルギーの導入拡大

- 1 再生可能エネルギーの利用拡大
- 2 エネルギー供給事業者対策

#### 第5節 ゼロエミッションビークル（ZEV）の普及促進

- 1 ゼロエミッションビークルの普及促進
- 2 普及・導入促進事業
- 3 優遇制度

#### 第6節 自動車の環境負荷低減対策

- 1 自動車の環境負荷低減の取組
- 2 ディーゼル車対策
- 3 オフロード特殊自動車対策
- 4 低公害・低燃費車の普及促進
- 5 エコドライブ
- 6 局地汚染対策

- 7 東京大気汚染訴訟の和解条項の履行
- 8 地域環境交通対策

### **第7節 持続可能な資源利用の実現**

- 1 東京都資源循環・廃棄物処理計画
- 2 サーキュラー・エコノミーの推進
- 3 食品ロス削減の取組
- 4 使い捨てプラスチックの削減・循環的利用の高度化
- 5 太陽光発電設備3R推進事業
- 6 容器包装リサイクル法に基づく分別収集促進計画
- 7 自動車リサイクル法に基づく登録・許可・指導等
- 8 建設リサイクルの取組
- 9 スーパーエコタウン事業

### **第8節 フロン排出ゼロに向けた取組**

- 1 フロンの法規制の変遷
- 2 フロンの排出削減目標
- 3 フロン対策

### **第9節 都自らの率先行動**

- 1 ゼロエミッション都庁行動計画
- 2 都有施設（知事部局等）における再生可能エネルギーの利用拡大
- 3 環境マネジメントシステムの運営
- 4 都庁プラスチック削減方針

# 第 1 章 エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現

## 第 1 節 気候変動対策

### 1 気候変動対策の経緯

[気候変動対策部計画課]

二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）に代表される温室効果ガスの増加がもたらす地球温暖化は、地球規模での気候変動を引き起こし、人類・生物の生存基盤を脅かしている。

東京の都市活動は、国内外から供給される膨大な資源や食糧に依存しており、地球規模での気候変動はこれらの資源等の確保を危うくし、東京の社会経済活動の基盤そのものに対する大きな脅威となっている。地球温暖化により深刻化する気候危機を回避するためには、一刻の猶予も許されない状況にある。

平成27年12月、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において令和2年以降の気候変動対策の新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択され、平成28年11月に発効した。協定では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分低く保つこと、1.5℃に抑える努力を追及することが明記された。

また、令和3（2021）年6月のG7サミットでは、1.5℃に抑えるため、遅くとも2050年までのネット・ゼロ（温室効果ガスの排出実質ゼロ）にコミットすることで一致した。こうした中、令和5（2023）年3月にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）が公表した第6次評価報告書では、2030年代前半にも世界の気温上昇が1.5℃に達する可能性があり、この10年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つと指摘されている。

こうした目標の達成に向けては、世界的な都市への人口集中とこれに伴うエネルギー消費の増大が予想されていることから、気候変動対策において都市が果たすべき役割が大きくなっている。

#### (1) 都内のエネルギー消費及び温室効果ガス排出量の推移

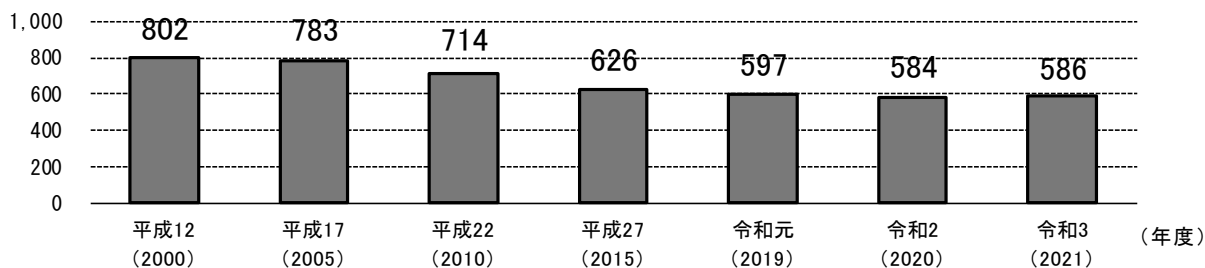
令和3（2021）年度の都内のエネルギー消費は586ペタジュール（速報値）であり、平成12（2000）年度の802ペタジュールと比較して約27%の減少となっている。これは、これまで都が取り組んできた気候変動対策の着実な成果であるとともに、東日本大震災直後の電力危機を契機とする都民・事業者による一層の省エネ・節電が定着してきた成果と考えられる。都内のエネルギー消費の推移をみると、平成12（2000）年度頃にピークアウトしている（3か年移動平均では平成13（2001）年度、5か年移動平均では平成12（2000）年度）。部門別の推移をみると、産業部門と運輸部門は平成12（2000）年度以降ほぼ一貫して減少しており、業務部門は、平成19（2007）年度前後をピークに減少傾向に転じている。家庭部門は増加傾向で推移した後、平成23（2011）年度以降は減少傾向にあったが、近年、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり増加となっている。令和3（2021）年度のエネルギー消費の構成比を部門別に見ると、産業7.8%、業務37.0%、家庭35.2%、運輸20.0%となっている。

令和3（2021）年度の温室効果ガス排出量は、CO<sub>2</sub>換算で約6,078万t（速報値）となり、平成12（2000）年度と比較して約2.3%の減少となっている。東日本大震災以降の火力発電所からの供給増加に伴い、都内に供給される電力のCO<sub>2</sub>排出係数が大幅に上昇したため、近年は平成12（2000）年度と比較し増加が続いていたが、エネルギー消費量の削減及び電力のCO<sub>2</sub>排出係数の改善効果により、平成24（2012）年度以降はほぼ減少傾向で推移している。

※ 電力のCO<sub>2</sub>排出係数とは、電気1 kWh当たりのCO<sub>2</sub>排出量を示す数値（発電のために消費した石炭等化石燃料の割合により変化）

図表2-1-1 東京都におけるエネルギー消費の推移

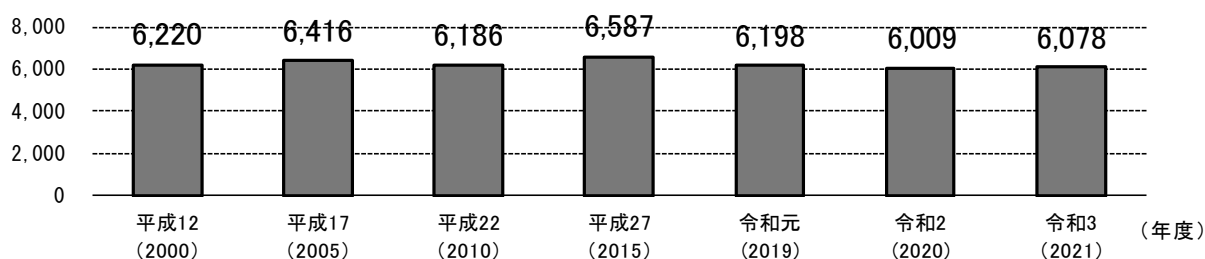
（単位：ペタジュール）



注 令和3（2021）年度は速報値

図表2-1-2 東京都における温室効果ガス排出量の推移

（単位：万トン-CO<sub>2</sub>換算）



注 令和3（2021）年度は速報値

## (2) 東京都の取組

### ア 気候変動対策の積極的展開

平成17年3月31日に、都は環境確保条例を改正し、全国に先駆けた独自の対策である地球温暖化対策計画書制度及び建築物環境計画書制度の強化、省エネラベリング制度やエネルギー環境計画書制度の創設などを行った。

平成18年12月には「10年後の東京～東京が変わる～」において、世界で最も環境負荷の少ない都市を実現するため、令和2（2020）年までに平成12（2000）年比25%のCO<sub>2</sub>排出削減を目標に掲げ、平成19年1月に全庁横断型の戦略的組織として「カーボンマイナス都市づくり推進本部」を設置し、都庁の総力を挙げて取り組む「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」を開始した。

平成19年6月に策定した「東京都気候変動対策方針」では、目標達成に向けた代表的な施策を明らかにし、更なる対策推進に向けた取組を進めてきた。都が気候変動対策の強化の必要性を提起した理由は、東京が世界でも有数のエネルギーの大消費都市として世界のCO<sub>2</sub>削減に少なからぬ責任を有しており、また、資源エネルギー制約の強まるこれからの時代においても持続可能な成長を実現する都市へと東京をいち早く転換していくことが東京自身のメリットにつながるためである。

平成20年7月には、大規模なCO<sub>2</sub>排出事業所に対する総量削減義務と排出量取引制度を新たに導入することなどの気候変動対策の強化に関する環境確保条例の一部の改正を行った。

平成22年3月には、「東京都気候変動対策方針」の到達点の確認とともに、世界の気候変動対策の現状についての認識を示し、東京都の今後の施策展開の方向と我が国の対策強化に関する提言を概括的に示した「東京における気候変動対策の成果と展開」を公表した。

このように都では、都民、NPO、事業者、他自治体や海外の大都市とも連携し、低炭素型社会への早期の移行を目指して積極的な気候変動対策に取り組んできた。

## イ 東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針

東日本大震災後の電力危機に際しては、これまでの気候変動対策の蓄積と経験を生かして電力需給両面にわたる緊急対策を行った。平成24年5月に策定した「東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針」では、今後の省エネ対策の基本となる「賢い節電」について、基本原則（3原則）や事業所向け、家庭向けの7か条の対策メニューを提示するなどして、分かりやすく示すとともに、「賢い節電」を土台とし、低炭素、快適性、防災力の3つを同時に実現する「スマートエネルギー都市」を目指して、都が進めていく取組についても示した。

震災後多くの家庭や事業所で節電に取り組んだ結果、平成23年夏の電力危機は回避され、平成24年度以降も都民・事業者による賢い節電・省エネ対策が継続されており、電力需要が下方にシフトするという構造変化が定着している。

気候変動対策の本来の取組である「更なる省エネ・節電の徹底」と「低炭素な分散型エネルギーの選択」は、電力システムをいかに安全で持続可能なものにしていくかという問題と、気候変動の危機を回避できるエネルギー社会への転換という、2つのエネルギー問題への共通の解決策でもある。

また、家庭や事業所でのエネルギーコストの低減、新たな省エネ製品や技術開発の促進など、持続可能な東京の成長を可能とする施策でもある。

## ウ ゼロエミッション東京戦略及びゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report

令和元年12月、世界の大都市の責務として、世界の平均気温上昇をよりリスクの低い1.5℃に抑えることを追求し、2050年CO<sub>2</sub>排出実質ゼロに貢献するためのビジョンと具体的な取組等をまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定した。気候危機に対して、危機感を表明するだけではなく、行動を起こしていくことを示すため、この戦略をもって「気候危機行動宣言」を表明した。

令和2年12月には、より深刻化する気候危機に立ち向かう行動を起こすべく、「気候非常事態を超えて行動を加速する宣言」”Climate Emergency Declaration：TIME TO ACT”を表明。令和3年1月、2030年までの10年間の行動を加速・強化するため、都内温室効果ガス排出量を2030年までに50%削減することを表明し、3月に策定した「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」では、都内エネルギー消費量の50%削減とともに2030年に向けた主要目標として掲げた。

## エ 東京都環境基本計画における目標の設定

都は、令和4年9月に策定した東京都環境基本計画において、令和12（2030）年までに、東京の温室効果ガス排出量を平成12（2000）年比で50%削減する目標（カーボンハーフ）を掲げた。併せて、この目標を達成するために必要な省エネルギーの水準として、令和12（2030）年までに、東京のエネルギー消費量を平成12（2000）年比で50%削減する目標を掲げた。

## オ 直面するエネルギー危機への対応

脱炭素化に向けた行動が待ったなしの状況下において、ロシア・ウクライナ情勢などにより、

世界中でエネルギー価格が高騰するなど、様々な危機へと発展している。令和4年3月に出された東京電力管内の電力需給ひっ迫警報に続き、同年6月には電力需給ひっ迫注意報が発令されるなど、電力の危機的な状況に直面した。

そこで、脱炭素化に向けた行動は中長期的にエネルギーの安定確保にも資するとの観点から、迅速かつ実効性ある取組を求めてH T T「㊦へらす・㊦つくる・㊦ためる」をキーワードに、「Tokyo Cool Home & Biz」「Tokyo Warm Home & Biz」のキャンペーンを展開し、事業者・団体等と連携した働きかけを行っている。

図表2-1-3 H T Tロゴマーク



## 第 2 節 ゼロエミッションビルディングの拡大等

### 1 大規模事業所における対策の推進

[気候変動対策部総量削減課]

#### (1) 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度

##### ア 制度化の経緯

都は、平成14年、エネルギーを多く使用する事業所を対象に、環境確保条例に基づく「地球温暖化対策計画書」制度を導入した。

しかし、同制度は、事業者の「自主的取組」のみを推進するものであり、東京が目指すべき削減目標を達成するという観点から、温室効果ガスの総量削減の達成が必ずしも保証されないこと、また「自主的取組」という枠組みだけでは、今後の大きな削減が望めないなどの限界があった。

こうした「自主的取組」から「削減を義務付け、総量削減の結果を求める制度」へと制度を発展させることが必要となったことから、平成20年7月に環境確保条例を改正し、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ・アンド・トレード制度）を導入した。

##### イ 制度の概要

この制度は、対象となる事業所（燃料、熱及び電気の使用量が年間で原油換算1,500kL以上）の所有者等（大規模設備改修の権限を有する者などが、都に届け出た場合には、所有者に代わって、又は所有者と共同で義務を負うことも可能）に対し、削減義務の対象となる温室効果ガス（燃料、熱及び電気の使用に伴って排出されるCO<sub>2</sub>）の5年間の計画期間の排出総量を、一定の排出上限量以下にするよう義務付けるものである。

排出上限量は、基準排出量（平成14年度から平成19年度までの間のいずれか連続する3か年度（事業者が選択可能）の排出量の平均値）に削減義務率（第一計画期間（平成22年度から平成26年度まで）においては8%又は6%）を乗じて得た削減義務量を基準排出量から控除し、これを5倍した量である。なお、基準排出量は、床面積の増減、用途変更等による変更部分の排出量が、基準排出量の6%以上の増減となった場合に変更することとした。

また、対策の推進が特に優れた事業所（トップレベル事業所、準トップレベル事業所）と認定された場合には、認定された年度から削減義務率を1/2（トップレベル事業所の場合）又は3/4（準トップレベル事業所の場合）とした。

テナントビルへの対応としては、ビルオーナーに対する排出総量の削減義務を基本としつつ、その上で全てのテナント事業者に対してオーナーの削減対策に協力する義務を課すとともに、一定規模以上（床面積が5,000㎡以上又は電気の使用量が年間で600万kWh以上）のテナント事業者（特定テナント等事業者）には、特定テナント等地球温暖化対策計画書を作成・提出し、その計画書に基づき対策を推進する義務を課すこととした。さらに、テナント事業者のCO<sub>2</sub>削減対策への取組を促進するため、平成26年度から特定テナント等事業者のCO<sub>2</sub>削減対策への取組と削減実績を評価し、公表する仕組みを導入した。

排出量の報告等には、検証機関の検証を受けることを要し、削減義務の履行は、自らの事業所の排出量を削減することのほか、排出量取引によることも認めている。この排出量取引の対象は、①他の対象事業所が削減義務量を超えて削減した超過削減量（基準排出量の1/2を超えない削減量まで）、②都内の中小規模事業所が省エネルギー対策により削減した量（都内中

小クレジット)、③再生可能エネルギーの環境価値(再エネクレジット)、④都外事業所における削減量(都外クレジット:削減義務量の1/3までを上限とする。)等である。

削減義務が達成されない場合には、義務不足量の1.3倍の削減を求める知事の措置命令を経て、なお義務を達成できない場合には、違反事実の公表や罰金(上限50万円)のほか不足量を知事が代わって調達し、違反事業者はその費用を求めることで実効性を確保していく。

平成28年9月末には第一計画期間の義務履行期限を迎え、全ての対象事業所が第一計画期間の総量削減義務を達成した。

## ウ 対象事業所数

1,223事業所(令和4年度末現在)

## エ 第二計画期間の運用

第二計画期間(平成27年度から令和元年度まで)の削減義務率は、第一計画期間の開始前に見通しとして17%と示していたが、平成25年4月に区分ごとに17%又は15%と決定し公表した。なお、第二計画期間は「より大幅な削減を定着・展開する期間」になることから、特別な配慮措置として、①中小企業等が1/2以上所有する大規模事業所は削減義務の対象外(ただし、計画書の提出は求める。)とすること、②平成23年夏の電気事業法第27条の使用制限の緩和措置の要件を満たす需要設備の排出量が当該事業所の排出量の1/2以上である事業所(医療施設等)の削減義務率の緩和、③第二計画期間から新たに削減義務の対象となる事業所の削減義務率の設定(第一計画期間の削減義務率と同じ8%又は6%)を行った。

また、エネルギーの需要側である事業所が低炭素電力及び低炭素熱の供給事業者を選択することで、供給側の排出係数改善行動を促すため、第二計画期間からは、電気供給事業者や熱供給事業者のCO<sub>2</sub>排出係数の違いを一定の範囲で事業所の排出量算定に反映させることができる仕組み(低炭素電力及び熱の選択の仕組み)を導入した。

令和4年1月末には第二計画期間の義務履行期限を迎え、全ての対象事業所が第二計画期間の総量削減義務を達成した(新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、義務履行期限を4か月延期)。

## オ 第三計画期間の運用

第三計画期間(令和2年度から令和6年度まで)の削減義務率は、平成31年3月に、令和12(2030)年までの温室効果ガス排出量の削減目標を踏まえて、区分ごとに27%又は25%と決定し公表した。

なお、人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設にあつては、第二計画期間から第三計画期間にわたる激変緩和措置として、第三計画期間に限り、削減義務率を2%減少する。

第三計画期間から新たに削減義務の対象となる事業所にあつては、原則、第二計画期間の削減義務率(17%又は15%)を適用する(経過措置あり)。

また、再エネ利用拡大に向けて低炭素電力や熱の活用によって算定できる削減量を拡大する等、低炭素電力及び熱の選択の仕組みを拡充している。第三計画期間2年度目の令和3年度の排出量算定では、低炭素電力については175事業所、低炭素熱については178事業所が本仕組みを活用した。



#### カ トップレベル事業所認定証の交付

トップレベル事業所は、省エネ推進体制の整備、高効率な設備やきめ細かい運転管理を行っている地球温暖化対策の取組の優れたオフィスビル、工場等であり、制度対象事業所全体の省エネ対策をより高い水準に引き上げるためのけん引役となることが期待されている。

このため、平成29年度から、トップレベル事業所の認知度を高め、事業者の認定取得への意欲を向上させるため、独自のマークを付した認定証を新たに作成し、交付することとした。

図表2-1-4 トップレベル事業所認証マーク

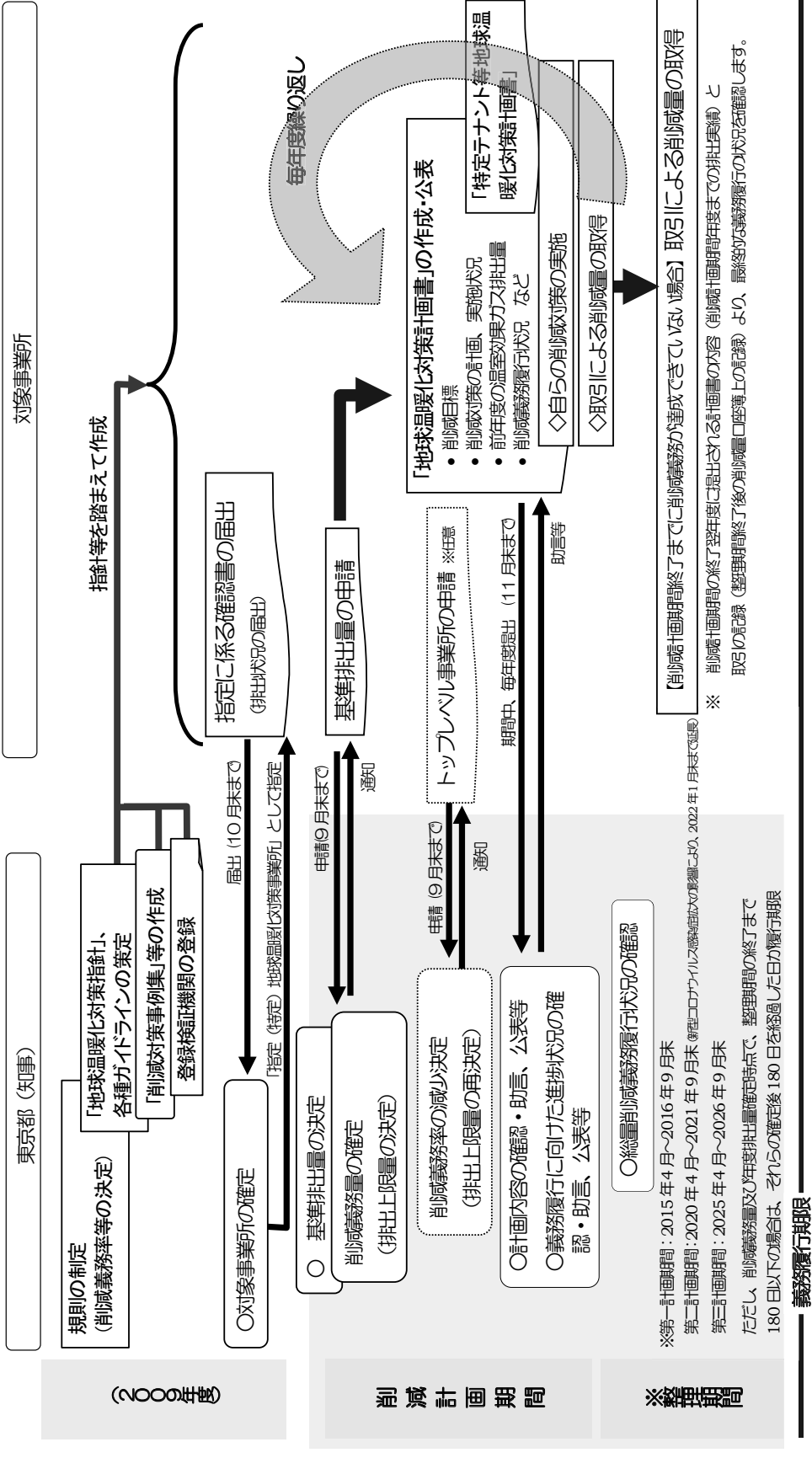


#### キ クレジットの記録移転（無効化）

平成30年3月、環境確保条例施行規則の改正により、クレジット（超過削減量及び都内中小クレジット）の記録移転（無効化）の仕組みが設けられた（令和元年10月から、対象クレジットに再エネクレジット（環境価値換算量）及び都外クレジットを追加）。この手続を経ることにより、保有するクレジットをカーボンオフセットやCSR等、本制度の義務充当以外に利用できるようになっている。

# 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の概要

削減計画期間：5か年度ごと（第一計画期間：2010～2014年度、第二計画期間：2015～2019年度、第三計画期間：2020～2024年度）



削減義務未達成の場合 → 措置命令 義務不足量×1.3倍の削減

命令履行期限

命令違反の場合 → 違反事実の公表

知事が命令不足量を調達し、その費用を請求

罰金（上限50万円）

## 2 中小規模事業所における対策の推進

### (1) 地球温暖化対策報告書制度

[気候変動対策部総量削減課]

#### ア 制度化の経緯

都内には、約63万の中小規模事業所があり、都における業務・産業部門の約6割のCO<sub>2</sub>を排出している。平成14年度から制度が存在する大規模事業所だけでなく、中小規模事業所もCO<sub>2</sub>を削減していく必要があることから、東京都環境審議会の答申（平成20年3月）を踏まえ、都内の全ての中小規模事業所の設置者がCO<sub>2</sub>排出量を把握し、具体的な気候変動対策に取り組むことができる「地球温暖化対策報告書制度」を創設した（平成21年4月施行、平成22年4月受付開始（令和4年度、約2,000の事業者から32,000事業所超の提出））。

令和2年3月には、優良な事業者を評価する仕組みや再エネ利用に関する報告・評価の仕組み等を導入する制度改正を実施した（同年4月施行）。令和3年4月からは、地球温暖化対策優良事業者の取組実績の認知度を高めていくことなどを目的に、アピールツールとして「地球温暖化対策優良事業者ロゴマーク」を作成し、事業者からの使用申請の受付を開始している。

図表2-1-5 地球温暖化対策優良事業者ロゴマーク



#### イ 制度の概要

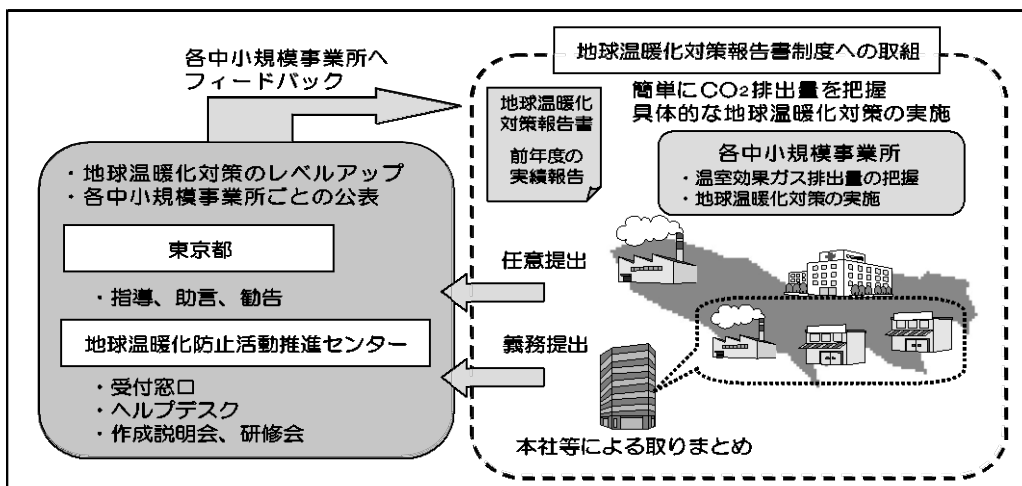
都内の全ての中小規模事業所（燃料、熱及び電気の使用量を原油に換算して年間1,500kL未滿となる事業所又は事業所内に設置する事務所、営業所等）を対象として、中小規模事業所ごとに地球温暖化対策報告書（以下「報告書」という。）を作成し、本社等で一括して都に提出する制度である。

報告書の提出は、任意のものと義務のものがあり、同一事業者が都内に設置する複数の中小規模事業所ごとの原油換算エネルギー使用量を合算した量が3,000kL/年以上になる場合には、報告書の提出とその内容の公表を義務付けている。

#### ウ 主な特色

- 前年度の中小規模事業所ごとのCO<sub>2</sub>排出量を把握し、具体的な気候変動対策を実施
- 目標を設定し、次年度に達成状況を確認。前年度の実績に基づき報告書を作成・提出
- 都は事業所ごとに内容を公表。また、提出された報告書のデータを基に自己評価指標（低炭素ベンチマーク）を作成
- 報告書の提出が都内中小クレジットの取得や中小企業者向け省エネ促進税制などの支援策を受ける前提条件

図表2-1-6 地球温暖化対策報告書制度のイメージ図



(2) 中小テナントビルの低炭素化の推進

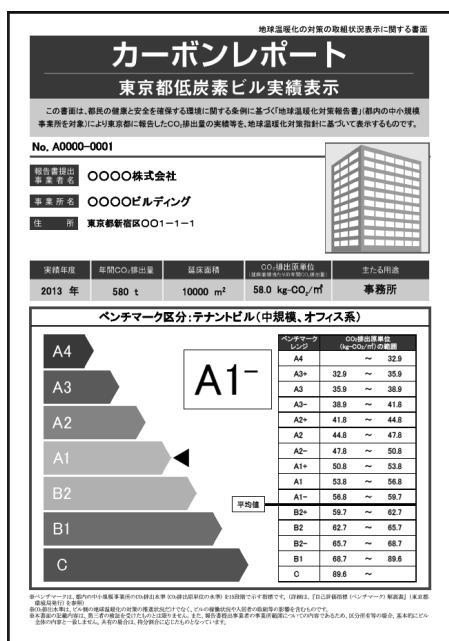
ア カーボンレポート制度

[気候変動対策部総量削減課]

都内のCO<sub>2</sub>排出量において相当割合を占める中小テナントビルでは、ビルオーナーが省エネ改修を行っても光熱費の削減効果の多くは入居するテナントが享受するため、省エネ改修が進みにくい状況（いわゆるオーナー・テナント問題）にある。テナントビルの省エネ・低炭素化を推進していくためには、テナント入居者等が省エネ性能の高いビルを入居先として選択して稼働率が向上するなど、ビルオーナーの収益の安定・拡大に寄与する仕組みが必要であり、不動産市場において、低炭素な建築物に対する評価を確立していくことが重要である。

都は、平成26年6月、低炭素ベンチマークを活用して中小テナントビルの省エネ・低炭素レベルの見える化を図り、ビルオーナーがテナント入居者や入居希望者等に対してビルの省エネレベルをアピールできる「カーボンレポート」の様式提供を開始した。

図表2-1-7 カーボンレポート（サンプル）



地球温暖化対策の実施状況	重点対策 対策名	その他対策 対策名
組織体制の整備	地球温暖化対策の方針等の設定 具体的な実施目標と内容の設定	部などの無料の相談機関の利用 外部専門家への相談依頼の実施
エネルギー等の使用状況の把握	自入居可能な建物ごとの把握 エネルギー使用量の把握	過去のデータによる傾向の把握
運用対策	共有部照明のフロアごとの管理 共有部のフロアごとの定期的な管理	温度度の適正管理
設備保守対策	ランプ等の定期的な清掃・交換 空調フィルターの清掃・交換	その他設備の定期的な保守・点検
設備導入対策	高効率照明器具の採用(室内) 高効率パナセージの採用	更新に合わせた高効率機器の採用

上記は、本事業所が実施年度に実施した対策です。

▶ 器具取替(自由記入)

〇〇〇〇ビルディングでは、空調設備を更新し、全ての照明器具をLED照明化する等ビルの光熱費の削減を図っております。CO<sub>2</sub>の排出量単位は、ビル12階にリストン機があるため平均的なオフィスと異なり、かつ空調機のみでのCO<sub>2</sub>の排出量は、38.0kg/m<sup>2</sup>と低くあり、ベンチマーク区分はA3に相当しております。

◆ 追記

ビルのCO<sub>2</sub>排出量単位(延床面積当たりの年間CO<sub>2</sub>排出量)は、ビルの断熱性能、設備・機器のエネルギー効率及び運用・保守管理状況を、総合的に示すビルの省エネレベル指標です。算定者が提供するベンチマークでは、中小ビルのCO<sub>2</sub>排出量単位が平均値を超過する傾向が見られ、その平均値が従来のビルのCO<sub>2</sub>排出量単位がどの程度離れているかをみることで、自動的に低炭素レベル(省エネ性能)を評価することが可能です。

なお、ビルのCO<sub>2</sub>排出量単位は、空室率、経年劣化や電業費の増減、稼働時間、入居テナントの種類や入居テナントのエネルギーの使い方等によって影響を受けます。ベンチマーク区分に上回る要因を包含した平均値を示していますが、省エネの取組以外の要因が大きい場合は、評価値は、これらの要因がどの程度、CO<sub>2</sub>排出量単位に影響を与えているかを考慮する必要があります。詳細は、「自己評価指標(ベンチマーク)解説書」(東京都環境局発行)をご参照ください。

## イ 低炭素モデルビルの公表

都は、CO<sub>2</sub>排出量の少ない低炭素なビルが評価される不動産市場の形成を目指し、平成24年5月に「低炭素ビルの評価指標（低炭素ビルベンチマーク）」を公表した。低炭素ビルベンチマークでは、CO<sub>2</sub>排出原単位（延床面積1m<sup>2</sup>当たりの年間CO<sub>2</sub>排出量）により、排出の程度に応じて7つに区分し、ベンチマーク上でA1以上が、CO<sub>2</sub>排出量の小さい低炭素ビルの目安としている。低炭素ビルベンチマークでA1以上の積極的に省エネに取り組む中小テナントビルについて、事業者の申請に基づき審査・認定を行い、「中小低炭素モデルビル」として都のホームページ上で公表している。

## 3 家庭における対策の推進

### (1) 省エネラベリング制度

[気候変動対策部家庭エネルギー対策課]

東京都の家庭部門における令和3（2021）年度のエネルギー消費量（速報値）は平成12（2000）年度に比べると増加しており、都内におけるエネルギー消費量全体の約35%を占めている。そのうち、電力使用によるものが約47%を占めている。家電販売店に対し省エネラベルの表示を義務付けることにより、都民の意識を喚起するとともに、省エネ家電製品の普及拡大・技術開発を促進するため、省エネラベリング制度を平成17年3月の環境確保条例の改正によって創設した（平成17年7月以降順次施行）。

こうした都が実施してきた省エネラベリング制度の取組が他の自治体等に広がり、国は、小売事業者が取り組むべきガイドラインを平成18年8月に告示し、同年10月から全国展開による「統一省エネラベル」を施行した。都は、「省エネラベル」様式を「統一省エネラベル」様式と同一とし、引き続き義務化を継続している。

ア 家庭での消費電力量が多いエアコン、冷蔵庫、テレビの3品目をそれぞれ5台以上陳列販売する事業者を対象に省エネ性能表示（東京都省エネラベル）を義務付けている。

イ 家電製品の省エネ性能を5.0から1.0までの0.1きざみの評価点と、評価点に応じた星の数の表示により相対評価し、省エネ性能の違いが一目で分かるようにした。あわせて1年間の目安電気料金を表示し、製品価格だけでなく、使用時の費用も考慮した製品の選択を可能とした。

ウ 対象機器を製造し、又は輸入する事業者は、販売事業者に対し、省エネ性能等の情報提供に努めることとした。

また、知事は、対象機器を製造し、又は輸入する事業者に、その機器の省エネ性能等の情報を求めることができる。

図表2-1-8 統一省エネラベル

◆冷蔵庫の場合



◆エアコンの場合



※「省エネ基準達成率」とは、その製品がトップランナー基準値を、どの程度達成しているかを%で示したものです。なお、トップランナー制度とは、エネルギー消費機器等のうち省エネ法で指定するものの省エネルギー基準を、各々の製品において、基準設定時に商品化されている製品のうち最も省エネ性能が優れている製品の性能、技術開発の将来の見通し等を勘案して設定する制度である。（「省エネ性能カタログ」（資源エネルギー庁）より抜粋）

(2) 家庭のゼロエミッション行動推進事業 [気候変動対策部家庭エネルギー対策課]

家庭の省エネ行動を促すため、より省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫若しくは給湯器又はLED照明器具への買換えを行った都民に対し、商品券などに交換できる東京ゼロエミポイントを付与するとともに、省エネアドバイスを実施して、省エネ意識のさらなる向上を図る。ポイント申請期間は令和5年度まで。

図表2-1-9 対象機器ごとのポイント数及び要件

対象製品・付与ポイント数(1ポイント=1円)					
対象製品			ポイント数 (令和5年 3月以前)	ポイント数 (令和5年 4月以降※2)	
エアコン ※1	統一省エネラベル★4以上 (目標年度2010年度) 又は 統一省エネラベル★3以上 (目標年度2027年度)	冷房能力 2.2kW以下	12,000	15,000	
		2.4kW～ 2.8kW	15,000	18,000	
	統一省エネラベル★4以上 (目標年度2010年度) 又は 統一省エネラベル★1.5以上 (目標年度2027年度)	3.6kW 以上	19,000	23,000	

	統一省エネラベル★2・3 (目標年度2010年度) 又は 統一省エネラベル★2・2.5 (目標年度2027年度)		2.2kW 以下	7,000	9,000
			2.4kW～ 2.8kW	8,000	10,000
	統一省エネラベル★2・3 (目標年度2010年度) 又は 統一省エネラベル★1 (目標年度2027年度)		3.6kW 以上	9,000	11,000
冷蔵庫	省エネ基準達成率100%以上	定格 内容 積	250ℓ以下	11,000	14,000
			251ℓ～ 500ℓ	13,000	16,000
			501ℓ以上	21,000	26,000
給湯器	高効率給湯器		10,000	12,000	
LED照明器具	住宅の屋内に固定して使用するLED 照明器具(シーリングライト等をい い、容易に持ち運べる一般的なコンセ ント型のものを除く。)	購入のみ	3,000	4,000	
		購入に加え 取替え 作業費が 発生する 場合	5,000	6,000	

※1 エアコンに係る統一省エネラベルが令和4年10月1日から改正されたが、令和5年9月30日までは、猶予期間として従前のラベル(目標年度2010年度と記載のもの)による表示ができるため、製品毎に同等の省エネ性能を示すものを併記

※2 領収書の日付が令和5年4月1日以降のものが対象

### (3) 自家消費プラン

#### [気候変動対策部家庭エネルギー対策課]

FITに頼らず家庭における太陽光発電電力の自家消費を進め、再エネ由来の電力利用を推進するとともに、防災力の向上や本事業を通じて取得したデータ等を都が活用するため、蓄電池システムの導入に対して補助を実施した。補助事業は令和4年度で終了しているが、助成対象機器を設置した住宅における電力データの収集は、令和10年度まで行う。

図表2-1-10 自家消費プランの補助対象等

補助対象	補助率	要件
蓄電池システム	機器費の2分の1※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都内の住宅に新規設置、未使用</li> <li>・太陽光発電システムと同時導入又は既に設置されていること</li> <li>・家庭の太陽光発電等の電力データ等が提供可能であること</li> </ul>

※令和3年度補助上限額等 7万円/kWh（42万円/戸）

蓄電池システムの機器費は蓄電容量1kWh当たり17万円以下であること。

(4) 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

[気候変動対策部家庭エネルギー対策課]

省エネ性に優れ、災害にも強く、健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を促進するため、高断熱窓・ドアへの改修や、蓄電池、V2H（ビークルトゥホームシステム）及び太陽光発電設備の設置に対して補助を行う。申請期間は令和4年度から令和9年度まで（補助期間は令和11年度まで）。

図表2-1-11 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の補助対象等

補助対象	補助率
[断熱改修] 高断熱窓、高断熱ドア、 壁/床等断熱	高断熱窓：材料費・工事費の3分の1（上限100万円/戸） 高断熱ドア：材料費・工事費の3分の1（上限16万円/戸） 壁/床等断熱：材料費・工事費の3分の1（上限24万円/戸）
[賃貸住宅向け断熱改修 （先行実装事業）] ※1 高断熱窓、高断熱ドア、 断熱診断	高断熱窓：材料費・工事費の5分の4（上限36万円/戸） 高断熱ドア：材料費・工事費の5分の4（上限32万円/戸） 断熱診断：助成対象経費の10分の10（上限10万円/戸）
蓄電池システム	<p>機器費・工事費の4分の3</p> <p>[太陽光（4kW以上）と蓄電池を併せて設置する場合] （上限は、次のうちいずれか小さい額）</p> <p>①蓄電池容量 15万円/kWh ②太陽光発電容量 30万円/kW</p> <p>[太陽光（4kW未満）と蓄電池を併せて設置 又は蓄電池のみ設置する場合] （上限15万円/kWh、最大120万円/戸）</p> <p>5kWh未満の場合は19万円/kWh、5kWh以上6.34kWh未満の場合は一律95万円）</p>
太陽熱利用機器	[太陽熱利用機器の設置] 機器費・工事費の2分の1（上限55万円/戸）



	[補助熱源機の更新] 機器費・工事費の2分の1（上限10万円/台）	
地中熱利用機器	[地中熱利用機器の設置] 機器費・工事費の 5分の3（上限180万円/台（※2）） [ヒートポンプエアコンの更新] 機器費・工事費の2分の1（上限27.5万円/台）	
エコキュート等※3	機器費・工事費の 3分の1（上限22万円/台）	
V2H※4	購入額及び工事費の2分の1（上限額：50万円）	
	太陽光発電システム及び電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車が揃う場合 購入額及び工事費（上限額：100万円）	
太陽光発電設備	新築住宅 （※5）	[3kW以下の場合] 12万円/kW [3kWを超える場合] 10万円/kW [ただし3kWを超え3.6kW未満の場合]一律36万円
	既存住宅 （※5）	[3kW以下の場合] 15万円/kW [3kWを超える場合] 12万円/kW [ただし3kWを超え3.75kW未満の場合]一律45万円
	陸屋根住宅 への上乗せ 補助	[架台設置]集合住宅20万円/kW 既存戸建住宅10万円/kW [防水工事]既存集合住宅、既存戸建住宅18万円/kW
	機能性PV （※6）	上限5万円（又は2万円）/kW
	パワーコン ディショナ 更新	機器費・工事費の2分の1（上限10万円/台）

※1 窓・ドアの申請受付は令和4年度で終了。断熱診断の補助は窓・ドアの申請者で、令和5年度に断熱診断を実施する場合に限る。

※2 戸建住宅は、設置台数の上限を1台とする。

※3 太陽光発電の電力を利用する場合に限る。

※4 戸建住宅への設置に限る。

※5 ただし、補助対象は50kW未満

※6 優れた機能性を有する太陽光発電システムとして認定された製品

#### (5) 東京ゼロエミ住宅導入促進事業

[気候変動対策部環境都市づくり課]

東京の地域特性を踏まえた省エネルギー性能の高い住宅を普及させるため、都が定める「東京ゼロエミ住宅」基準を満たす新築住宅に対して水準に応じた補助を実施する。申請期間は令和9年度まで（補助期間は令和11年度まで）。

また、各種広報媒体を活用し、東京ゼロエミ住宅の普及に向けた啓発を行う。

図表2-1-12 東京ゼロエミ住宅の認証書の交付実績

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
63件	1,590件	1,873件	3,592件

図表2-1-13 東京ゼロエミ住宅の仕様規定の基準の概要

(木造住宅のみ)

部位		主な仕様
断熱	開口部	窓及びドアに関する熱貫流率の規定に適合すること
	外皮	壁、屋根又は天井、床及び土間床等の外周部に関する断熱材の熱抵抗値の規定に適合すること
設備	照明	全室LEDであること
	空調機	高効率エアコンであること
	換気設備	仕様は定めない
	給湯器	高効率給湯器であること
	水栓	湯水混合水栓は節湯型水栓であること
	浴槽	高断熱浴槽であること
	配管方式	ヘッダー方式であること
再エネ	再エネ設備	容量を問わず、可能な限り設置が望ましい

このほか木造住宅を含めた全ての構造の住宅で使用することのできる性能規定の基準を別途定めている。

図表2-1-14 東京ゼロエミ住宅導入促進事業の補助対象等

補助対象	都内の新築住宅（戸建住宅・集合住宅等） ※延べ面積2,000㎡未満
補助対象者	新築住宅の建築主
補助要件	東京ゼロエミ住宅の基準を満たすこと。
補助金額	戸建住宅：最大210万円／戸 集合住宅等：最大170万円／戸
追加補助	太陽光発電設備、蓄電池及びV2Hを設置した場合、追加補助あり

#### (6) 家庭用燃料電池普及促進事業

[気候変動対策部地域エネルギー課]

家庭におけるエネルギー消費量の削減及び非常時の自立性向上のため、家庭用燃料電池の設置に対する補助を行う。申請期間は令和2年度から令和5年度まで（助成金の交付は令和7年度まで）。

図表2-1-15 家庭用燃料電池普及促進事業の補助対象等

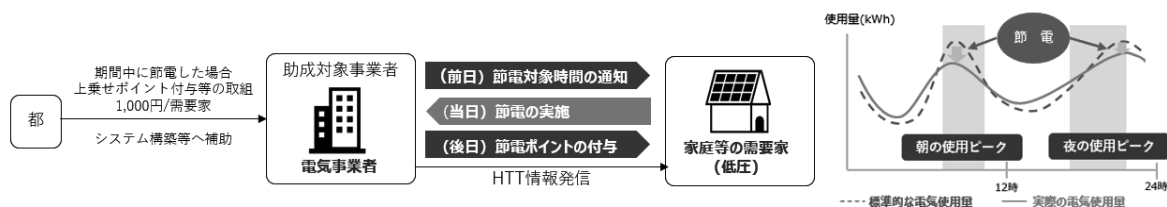
補助事業名	補助対象	補助額	上限額	条件
水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（家庭部門）	① P E F C（固体高分子形燃料電池）（出力700W） ② S O F C（固体酸化物形燃料電池）（出力700W） ③ S O F C（出力400W）	機器費の5分の1	①戸建住宅 7万円/台 集合住宅 12万円/台 ②戸建住宅 10万円/台 集合住宅 15万円/台 ③戸建住宅 7万円/台 集合住宅 12万円/台	停電時発電継続機能付きであること等

(7) 家庭の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業

【気候変動対策部地域エネルギー課】

エネルギー需給ひっ迫等の際、節電行動に加えて電力の使用時間帯をシフトするデマンドレスポンスの行動を、小売電気事業者等のシステムを介して都民に浸透させることを目的とし、小売電気事業者等が電力の需給状況に応じて節電要請を行い、節電に応じた家庭等の需要家に上乘せポイント付与等する取組及びそのシステム構築等に対する補助を実施する。申請期間は令和4年度から令和6年度まで（助成金の交付は令和7年度まで）。

図表2-1-16 家庭の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業の概要



(8) 「わが家の環境局長」事業

【気候変動対策部計画課】

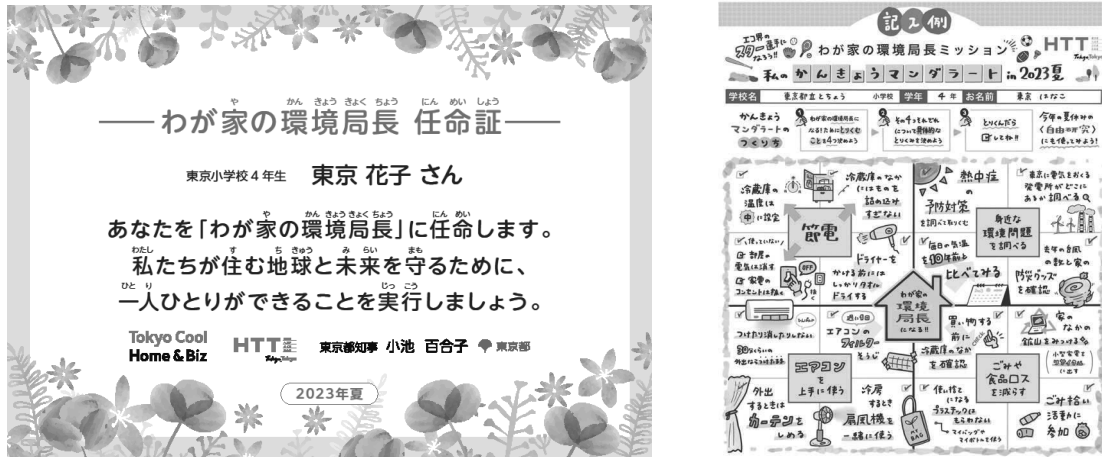
家庭部門対策の一環として、日々の暮らしにおいて様々な環境配慮行動を実践できるよう、小学生を対象として、こどもが環境対策を進めるリーダー（環境局長）になり、家族で楽しみながら具体的なアクションに取り組めるための仕掛けを提供する事業を実施している（令和4年度から開始）。

令和4年度は、特に節電対策に係るわかりやすい情報発信と具体的な行動の実践をめざし、都知事による都内小学校でのHTT特別授業やこどもたちと都知事とがともにHTTアクションを提案しあう「わが家の環境局長サミット」を開催した。

また、夏・冬の各期間においては、自宅で家族と楽しみながら節電対策等に取り組んでもらうことをめざし、クイズに答えながらアクションを実行しビンゴになったらポイントが獲得できるコンテンツをホームページ上で提供した。令和5年度も引き続き、都知事による都内小学校でのHTT特別授業を実施するとともに、こどもたちが夏に向けた環境アクションを自ら考えて実行

する新たなコンテンツの提供や環境問題等を学ぶ親子向けイベントを実施するなど、子供政策連携室や教育庁等と連携しながら、こどもを通じた家庭での環境アクションを推進するための取組を実施していく。

図表2-1-17 わが家の環境局長任命証と「かんきょうマンダラート」



#### (9) 家庭へのHTTムーブメント普及促進事業 [気候変動対策部地域エネルギー課]

脱炭素化に向けた行動は、中長期的にエネルギーの安定確保にも資するとの観点から、都は、HTT（電力を①へらす ①つくる ①ためる）をキーワードに、都民のエネルギー利用に係る行動変容が加速するよう、節電や太陽光発電設備の普及等を進めるキャンペーンを展開している。

本事業では、都民に対して、テレビCM等各種広報媒体やPRグッズを活用した広報展開を行うことで、電力需給ひっ迫の回避や太陽光発電設備の普及等に向け、HTTの取組の認知度向上及び都民の行動変容を促していく。

## 第 3 節 環境都市づくりの推進

### 1 新築建築物に係る環境配慮の推進 [気候変動対策部環境都市づくり課]

#### (1) ゼロエミッション東京実現に向けた新築建築物に係る制度強化（条例改正）

都内CO<sub>2</sub>排出量の約7割は建物でのエネルギー使用に起因している。建築物は一度建てられると数十年にわたって使用されるため、2030年カーボンハーフ、2050年ゼロエミッション東京の実現には、これから新築される建築物への対策強化が極めて重要となる。

都は、令和4年9月に環境基本計画を改正し、同年12月に大規模新築建築物（延床面積2,000㎡以上）を対象とする建築物環境計画書制度の強化と、戸建住宅を含む中小規模建築物（延床面積2,000㎡未満）を対象とする建築物環境報告書制度を新たに創設する条例改正を行った。

#### (2) 建築物環境計画書制度（平成14年6月施行）

##### ア 制度化の経緯

東京においては、業務及び家庭部門で消費されるエネルギー量の比率が全体の過半を占めており、気候変動対策を推進するためには、オフィスやマンションなどの建築物において環境負荷の低減を進めることが重要である。

また、東京は、高度成長期前後に建設された多くの建築物の更新期を迎えており、この機を捉えて、新たに建設される建築物を環境に配慮したものにしていくことが重要である。

このため、平成12年12月、環境確保条例の制定により、建築物環境計画書制度を新たな取組として盛り込み、平成14年3月に、「東京都建築物環境配慮指針」（以下「配慮指針」という。）を策定し、同年6月から施行した（延床面積10,000㎡超の建築物を対象）。

その後も、環境確保条例及び同施行規則の一部改正、並びに配慮指針の一部を改正し、①平成17年10月ヒートアイランド対策を環境配慮分野に追加、②平成22年10月対象建築物の拡大（延床面積5,000㎡超を対象）、③平成26年3月エネルギーの使用の合理化等に関する法律の判断基準の改正に対応した省エネ性能基準値等の改正、④平成28年8月建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に対応した評価基準等の改正（平成29年4月施行）、⑤平成31年3月対象建築物の拡大（延床面積2,000㎡以上を対象）、省エネルギー性能評価の最高ランクとなる「ZEB評価」の新設、再エネ電気の受入れ検討義務の導入等、都の2030年目標の達成に向けた更なる制度強化（令和2年4月施行）など、制度の強化を図ってきている（対象建築物：制度開始以来6,589件（令和5年3月末現在））。

さらに、令和4年12月に環境確保条例及び同施行規則の一部を改正し、新築建築物に係る制度強化を図った。

（令和6年4月施行）非住宅用途の省エネルギー性能基準の強化等

（令和7年4月施行）住宅用途への省エネルギー性能基準の追加、再生可能エネルギー利用設備設置基準及び電気自動車充電設備整備基準の制定並びに評価基準の強化・拡充等

##### イ 制度の概要

延床面積が2,000㎡以上の建築物（以下「特定建築物」という。）の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）時に、建築物の環境配慮の全体像を示した建築物環境計画書の提出を建築主に義務付け（延床面積が2,000㎡未満の場合も、任意で提出可能）、都が公表することにより、環境に配慮した質の高い建築物が評価される市場の醸成と、新たな環境技術の開発を促

進している。

本制度は、建築主に求める環境配慮の措置として、「エネルギーの使用の合理化」、「資源の適正利用」、「自然環境の保全」及び「ヒートアイランド現象の緩和」の4分野を定めている。

非住宅建築物に対しては、省エネルギー性能基準への適合措置を義務付けるとともに、延床面積が10,000㎡超の場合には、「環境性能評価書制度」（令和元年度までは「省エネルギー性能評価書制度」）により、新築建築物等の売買や賃貸借等の相手方に対し、環境性能評価書の交付を義務付けている。

図表2-1-18 環境に配慮すべき事項の概要

分 野	具体的な配慮すべき事項
エネルギーの使用の合理化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物の配置、外壁・屋根の断熱、窓部の日射遮へい及び断熱等</li> <li>○自然採光や通風、太陽光発電、太陽光集熱器等、再生可能エネルギーの利用</li> <li>○省エネルギーシステム</li> <li>○地域冷暖房等</li> <li>○効率的な運用の仕組み</li> </ul>
資源の適正利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エコマテリアル</li> <li>○断熱材用発泡剤、空調用冷媒等のノンフロン化</li> <li>○長寿命化等</li> <li>○雑用水利用（雨水利用を含む。）</li> </ul>
自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雨水浸透</li> <li>○敷地・建築物上の緑の量と質の確保及び生態系への配慮</li> </ul>
ヒートアイランド現象の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築設備からの人工排熱対策</li> <li>○保水性被覆材、高反射率被覆材、緑化、水面による被覆の改善</li> <li>○風環境への配慮</li> <li>○EV及びPHV用の充電設備の設置</li> </ul>

#### ウ 主な特色

- (ア) 誘導的な手法による建築主の自主的な取組の促進
- (イ) 建築物の環境配慮状況の都による公表
- (ウ) 建築物の環境配慮の視点を先駆的に盛り込んだ制度
- (エ) 環境配慮の取組を段階評価
- (オ) 建築主自身が環境配慮の取組を配慮指針に基づいて自己評価

#### エ 手続の主な流れ

- (ア) 知事は、科学的知見等を勘案して、特定建築物を設計する際に特定建築物の新築等を行う者（以下「特定建築主」という。）が配慮すべき事項や特定建築物に係る環境配慮の取組状況の評価方法を定めた配慮指針を制定し、その内容を公表する。
- (イ) 特定建築主は、配慮指針に基づいて、省エネルギーや省資源、緑化等の環境配慮の取組状況や再生可能エネルギー利用設備の導入検討状況等を記載した建築物環境計画書を作成し、建築確認申請等の日までに、知事に提出する。

(ウ) 特定建築主は、同計画書の主要事項を変更しようとする場合には、変更の届出を行う。

また、工事が完了したときは、計画事項の実施結果を含めた工事完了の届出を行う。

(エ) 知事は、建築物環境計画書、変更届及び完了届の提出を受けたときは、その概要や詳細事項等を環境局のホームページへの掲載や窓口における閲覧の方法により公表する。

### (3) マンション環境性能表示制度

#### ア 制度化の経緯

建築物環境計画書の対象となる特定建築物のうち、その約半数を共同住宅（マンション）が占めている。マンションの環境性能に関する情報提供を行い、購入しようとする人に選択肢を示し、環境に配慮したマンションが評価される市場を形成していくことが重要である。

このため、平成17年3月に環境確保条例を改正し、マンション環境性能表示制度を創設した（平成17年10月施行）。

平成20年3月の環境審議会答申を受けマンション環境性能表示制度についても対象の拡大を図り平成20年7月に環境確保条例の一部を改正した。これにより、対象規模を中規模マンションへ拡大するほか、それまでは分譲マンションを対象としていたものを賃貸マンションまで対象とするとともに、太陽光発電や太陽熱利用についても評価をし、表示を行うこととした。

令和2年4月からは、建築物環境計画書の対象拡大に伴い、マンション環境性能表示制度の対象も拡大した。

#### イ 制度の概要

本制度は、建築物環境計画書の対象となる延床面積が2,000㎡以上の住宅又は住宅部分が2,000㎡以上の複合建築物の新築等において、その販売や賃貸の広告（新聞、折り込みチラシ等）にマンションの環境性能を示したラベル（標章）の表示を義務付けるものである。

このラベル（標章）では、「建物の断熱性」、「設備の省エネ性」、「再エネ設備・電気」、「維持管理・劣化対策」及び「みどり」の5項目について、星印（★）で三段階の評価を表示する。

表示届出件数累計：1,859件（令和5年3月末現在）

図表2-1-19 東京都マンション環境性能表示（ラベル）



### (4) 建築物環境報告書制度（令和7年4月施行）

#### ア 制度化の経緯

令和2年度の都内の部門別エネルギー消費量は、コロナ禍による在宅時間の増加等により、家庭部門が平成12年度比で唯一増加している。

また、都内における太陽光発電設備の設置量は年々増加している一方、住宅屋根等への設置は約4%（令和元年度調査）と限定的であり、都内には大きなポテンシャルが存在している状況である。東京において地産地消のエネルギー源でもある再生可能エネルギー導入の最大化を図るためには、建築物が多い大都市東京ならではの強みである“屋根”を最大限活用することが重要である。

このため、令和4年12月に環境確保条例を改正し、中小規模特定建築物へ太陽光発電設備の設置等を義務付ける新たな制度を創設した。この制度の創設は、令和12年までに新築戸建住宅の6割に太陽光パネルの設置を目指す国の目標とも軌を一にするものである。

## イ 制度の概要

中小規模特定建築物を都内において年間に延床面積の合計で20,000㎡以上供給する建物供給事業者に対して、供給する建築物における省エネルギー性能基準、再生可能エネルギー利用設備設置基準及び電気自動車充電設備整備基準の順守と、当該基準への適合状況等を記載した建築物環境報告書の知事への提出等を義務付けている（毎年度9月末日までに提出）。

## ウ 主な特色

### (7) 各基準の概要

#### a 省エネルギー性能基準

建築物の断熱及び省エネルギー性能について、国が定める住宅トップランナー基準等に適合することを義務付けている。

#### b 再生可能エネルギー利用設備設置基準

供給する建築物1棟ごとではなく、建物供給事業者単位で一定容量の再エネ設備の設置を義務付けている。そのため、事業者は日照等の立地条件や住宅の形状等を考慮し、年間に供給する建築物全体で基準に適合すればよい仕組みとしている。基準となる設置容量は、供給する建築物のうち設置可能な棟数に、地域ごとの係数（以下「算定基準率」という。）及び棟当たり基準量（2kW）を乗じて算定する。設置可能棟数は、供給する建築物の棟数から屋根面積が20㎡未満である等の太陽光発電設備の設置が難しい建築物を除外することができる。

また、算定基準率は、都内を3地域に区分して設定し、地域ごとの日照条件等を反映できる仕組みとしている。

#### c 電気自動車充電設備整備基準

駐車場を有する建築物において、電気自動車充電設備用の配管等や普通充電設備の整備を義務付けている。

### (4) 環境性能の説明

中小規模特定建築物の建築主又は購入若しくは賃借しようとする者（以下「購入者等」という。）が、当該建築物における環境性能を理解し、環境負荷低減に努めるため、制度対象の建物供給事業者に対し、当該建築物の環境性能を購入者等へ説明することを義務付けている。

### (ウ) 誘導すべき基準への適合（努力義務）

より環境性能の高い建築物の供給を誘導していくため、(7) aからcまでの3つの基準について、それぞれ誘導すべき基準を設け、制度対象の建物供給事業者に対し、当該基準への適合に努めるよう求めている。



### (I) 環境配慮措置（努力義務）

制度対象の建物供給事業者に対し、当該建築物及び敷地における4つの分野（図表2-1-18に示す4分野）の環境配慮について、配慮指針に基づき必要な措置を講じ、環境への負荷低減に努めるよう求めている。

### (II) 制度への任意参加及び建築物環境報告書の任意提出

制度対象ではない建物供給事業者が本制度に任意参加できる仕組みや、建築物環境報告書を提出することができる仕組みを設けている。任意参加した事業者には、省エネルギー性能基準への適合等、制度対象の建物供給事業者と同様の義務付けを行う。

## (5) 建築物環境報告書制度推進事業

建築物環境報告書制度（以下「本制度」という。）の施行を確実なものとするため、次の助成金事業を実施する。

### ア 環境性能向上支援事業

本制度に対応した環境性能の高い住宅モデルの開発及び改良等に関する取組に対して、その経費の一部を助成する。申請期間は令和4年度から令和6年度まで（交付期間は令和5年度から令和7年度まで）。

図表2-1-20 環境性能向上支援事業の助成対象等

	①	②
助成対象者	特定供給事業者（※）として令和7年度から本制度に参加することを助成金申請時に誓約するハウスメーカー・ビルダー等	左記の事業者のうち、 ①を活用しない中小企業者等
助成率 (助成上限額)	2分の1 (事業期間が12か月以内：1億円、 事業期間が13か月以上：2億円)	3分の2 (事業期間が12か月以内：3,000万円、 事業期間が13か月以上：6,000万円)
事業期間	令和7年3月末までの間で、開発期間・販売開始時期に応じて各申請者が設定	
助成対象	本制度の義務基準等を満たす住宅等の商品ラインナップを新規に開発・改良し、並びに都民に供給（市場投入）し、及び性能の説明を行う体制を整える取組	

（※）都内における年間供給延べ面積が合計20,000㎡以上の事業者又は年間供給延べ面積が合計5,000㎡以上（5,000㎡未満の事業者複数によるグループも可）で事前申請を行い知事から承認を受けた事業者

### イ 設計・施工技術向上支援事業

本制度に対応した住宅の設計・施工技術向上に関する取組に対して、その経費の一部を助成する。申請期間は令和4年度から令和6年度まで（交付期間は令和5年度から令和7年度まで）。

図表2-1-21 設計・施工技術向上支援事業の助成対象等

助成対象者	都内に本店又は支店を有し、都内の新築住宅等で床面積が2,000㎡未満のものを供給した実績を有する建物供給事業者のうち、中小企業者等に該当する者
助成率 (助成上限額)	3分の2 (事業期間が12か月以内：100万円、事業期間が13か月以上：200万円)
事業期間	令和7年3月末までの間で、技術向上等に要する期間に応じて各申請者が設定
助成対象	自社又は提携他社と連携した取組による義務基準等又は誘導基準等を上回る中小規模特定建築物等の設計及び施工に係る技術向上に資する取組

## ウ 特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業

本制度に参加する事業者による太陽光発電システム、蓄電池システム及びV2Hの設置に対して、その経費の一部を一括で助成する。申請期間は令和5年度から令和9年度まで（交付期間は令和5年度から令和11年度まで）。

図表2-1-22 特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業の助成対象等

助成対象者	次の（１）及び（２）に該当するもの （１）助成金の交付対象となる機器（以下「助成対象機器」という。）を設置する特定供給事業者等 （２）本助成金の交付を申請する際に、建築物環境報告書制度を踏まえた事業計画を提出し、令和7年度以降に建築物環境報告書制度に参加することを誓約する者
事業期間	・本事業の助成金交付申請の募集： 令和5年度から令和9年度まで ・本事業の助成金の交付： 令和5年度から令和11年度まで
助成対象機器	・本事業実施要綱に掲げる要件を満たす太陽光発電システム、機能性PV、太陽電池の架台、蓄電池システム、V2H

図表2-1-23 特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業の助成額等

助成内容	助成率・額
太陽光発電設備	12万円/kW(上限36万円、3.6kW以下) 10万円/kW(3.6kW超50kW未満)
機能性PV上乗せ	5万円(又は2万円)/kW(50kW未満)
陸屋根のマンション等への架台設置上乗せ	架台の設置経費を対象に上限20万円/kW(50kW未満)
蓄電池 ※蓄電池システムの機器費が蓄電容量1kWh当たり20万円以下であること	機器費、材料費及び工事費の4分の3 (上限19万円/kWhかつ95万円/戸、6.34kWh未満の場合) 機器費、材料費及び工事費の4分の3 (上限15万円/kWhかつ120万円/戸、6.34kWh以上の場合) ※4kW超の太陽光発電設備と併せて設置する場合は、 上限15万円/kWhかつ設置する太陽光発電設備の 発電出力×30万円/戸
V2H	機器費等の2分の1(上限50万円)
V2H(太陽光発電設備を設置し、ZEVを所有する場合)	機器費等の10分の10(上限100万円)

## (6) 建築物環境報告書制度に係る普及啓発等

建築物環境報告書制度（以下「本制度」という。）に係る都民・事業者の理解促進と建築物脱炭素化に向けた意識醸成を図るため、世代に応じ様々なコンテンツを活用した情報発信（専用ポータルサイトの運営、啓発イベント・シンポジウムの開催、WEB・SNS等でのプロモーション、広報動画・啓発資材の作製、公共交通機関・メディアを活用した広報等）を行うなど、あらゆる層への多面的な広報活動を展開する。

また、本制度の円滑な施行と都内住宅環境性能の更なる底上げに向けて、制度施行に先駆け制度適合を図り、都と連携して環境性能の高い住宅の普及促進の取組を牽引する意欲的な企業を対象に、表彰制度を創設する。

さらに、都民・事業者等からの相談（本制度に係る制度概要等の説明、太陽光発電設備に関する相談等）を受け付ける相談窓口を設置・運営するとともに、太陽光発電設備のライフサイクルに応じたきめ細やかな支援を行うため、都民・事業者等を対象としたセミナー開催や、地域団体

等からの要請に基づいた講師派遣等を行う。

## 2 地域におけるエネルギー有効利用とエネルギーマネジメント等の推進

### (1) 地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度

[気候変動対策部地域エネルギー課]

#### ア 目的

東京は都心部を中心に活発な都市開発が進んでいる。大規模な開発により、一定の地域で大量かつ高密度なエネルギー需要が生じている。そこで、大規模開発において計画策定の早い段階でのエネルギーの有効利用の推進及び地域冷暖房区域のエネルギー効率の向上を図り、環境負荷の少ない省エネルギー低炭素型の都市づくりを推進していく。

#### イ 概要

##### (7) 大規模開発におけるエネルギーの有効利用の推進

対象は、一の区域において1又は2以上の建築物の新築等を行う事業で、新築等をする全ての建築物の延べ面積の合計が50,000㎡を超える開発事業（特定開発事業）において、開発計画の早い段階から、次の項目についての検討を求める。

- a 新築建築物の省エネルギー性能目標値の設定
- b 未利用エネルギー、再生可能エネルギーの導入検討
- c 地域冷暖房の導入検討

##### (4) 地域冷暖房区域のエネルギー効率の向上

地域冷暖房区域について、指定基準を定め、東京都が指定基準の適合を認めること等により、区域の指定を行う。

また、地域冷暖房区域に指定された区域は、毎年度、地域エネルギー供給実績報告書を作成、提出し、都は、その報告内容に対し、エネルギー効率を評価し、公表している。

#### ウ 地域冷暖房区域の現況

令和5年3月末現在、92区域、約1,483haを地域冷暖房区域に指定し、85区域で熱供給を実施している。

地域冷暖房の施設には、窒素酸化物の排出濃度や省エネルギー性能に関して一定以上の基準を求め、NO<sub>x</sub>濃度の低減やCO<sub>2</sub>の排出量抑制に寄与している。

また、地域冷暖房の熱源として、下水や河川水の熱や清掃工場、下水汚泥焼却施設の排熱などの未利用エネルギー及び再生可能エネルギーを有効に利用することにより、一次エネルギー使用量の削減に効果を上げている。

図表2-1-24 未利用エネルギー及び再生可能エネルギーを活用した地域冷暖房区域一覧

未利用エネルギー及び再生可能エネルギーの種類	地域冷暖房区域の名称
ごみ焼却排熱	品川八潮、光が丘、臨海副都心
下水汚泥焼却排熱	新砂三丁目
下水の熱	大手町、後楽一丁目、新砂三丁目
河川水熱	箱崎
変電所排熱	新川
地中熱	押上・業平橋

ガス圧力差	豊洲六丁目
太陽熱	新砂三丁目、田町駅東口北、竹芝

令和4年12月に、エネルギーの有効利用というこれまでの枠を超え、エネルギーの脱炭素化、エネルギーマネジメントの高度化、資源・生物多様性や適応策・レジリエンスなど脱炭素化に資する多面的な取組を誘導する条例改正を行った（令和6年4月施行）。

(2) 地域熱供給事業における脱炭素対策先導事業 [気候変動対策部地域エネルギー課]

「2030年カーボンハーフ」、「2050年CO<sub>2</sub>排出実質ゼロ」の実現に向け、ゼロエミッション地区の形成を確実にするため、その地域のエネルギー供給を担う熱供給事業の対策として、熱供給事業における高効率熱源機器の導入に対する補助を行う。申請期間は、令和5年度から令和6年度まで（助成金の交付は令和7年度まで）。

なお、導入する熱源機器の動力源に再生可能エネルギーを求めることにより、熱の供給時における脱炭素化を推進する。

図表2-1-25 地域熱供給事業における脱炭素対策先導事業の補助対象等

補助対象機器	補助額	条件
高効率の電動熱源機器	対象機器の導入に要する経費の2分の1以内（上限額2億円）	○対象機器に用いる電力を再生可能エネルギーとすること ○地域熱供給事業における需給の最適化に資するエネルギーマネジメントを実施すること 等

(3) 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）（区市町村向け） [気候変動対策部地域エネルギー課]

\* 事業者向け補助は産業労働局で所管。区市町村向け補助（環境局所管）も、産業労働局で事業執行事業所等における低炭素化とレジリエンス機能向上を図るため、業務・産業用燃料電池を導入する区市町村に対して、設置に対する補助を行う。申請期間は令和3年度から令和7年度まで（助成金の交付は令和7年度まで）。

図表2-1-26 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）の補助対象等

補助対象	補助額	条件
業務・産業用燃料電池	3分の2 * 定格発電出力 (5kW超* 上限額3億3,300万円 1.5kW超～5kW以下* 上限額1,300万円)	設置した設備を活用し、水素エネルギーに関する普及啓発を実施すること 等

※ 国補助併給時には、国補助を控除

(4) 再エネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業（区市町村向け）

[気候変動対策部地域エネルギー課]

\* 事業者向け補助は産業労働局で所管。区市町村向け補助（環境局所管）も、産業労働局で事業執行

脱炭素社会実現の柱となる再生可能エネルギー由来水素の活用を促進するため、区市町村による設備の導入を促進する。申請期間は令和3年度から令和7年度まで（助成金の交付は令和7年度まで）。

図表2-1-27 再エネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
再生可能エネルギー由来水素活用設備	設備設置に要する経費の2分の1 (水素製造能力5Nm <sup>3</sup> /時間超 上限額 3億7,000万円 水素製造能力5Nm <sup>3</sup> /時間以下 上限額 1億円)	設置した設備を活用し、再生可能エネルギー由来水素に関する普及啓発を実施すること等
純水素型燃料電池	3分の2 *定格発電出力 (3.5kW超* 上限額 8,700万円 3.5kW以下* 上限額 1,600万円)	
水素燃料ボイラー	3分の2 *相当蒸発量 (1,000kg/時間超* 上限額4,500万円 1,000kg/時間以下* 上限額3,500万円)	

※ 国補助併給時には、国補助を控除

### (5) 省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する研修

[気候変動対策部計画課・地域エネルギー課]

東日本大震災以降、電力需給両面にわたる対策が求められ、自治体の環境行政に携わる職員においても、発電設備等創エネルギーやEMS（エネルギーマネジメントシステム）、施設の省エネルギー対策、再生可能エネルギーなどに関する知識を求められる業務が増えてきている。エネルギー政策の企画・立案・実施、エネルギー設備の営繕等に携わる区市町村の職員に対し、エネルギー施策推進に必要な知識習得に資する幅広い研修を実施し、能力向上・人材育成を図る。

## 3 ヒートアイランド対策

[気候変動対策部環境都市づくり課]

### (1) ヒートアイランド現象の現状

ヒートアイランド現象とは、都市部にできる局地的な高温域のことで、郊外に比べ都心部ほど気温が高く、等温線が都心部を囲む島のような形になることからこの名前が付いている。

東京の年平均気温は、過去100年で約3℃の上昇がみられ、都市化の影響が比較的少ないとみられる都市の年平均気温が1.5℃上昇していることに比べて大きな上昇幅となっている。

ヒートアイランド現象の進展により、気温の上昇による生活上の不快感や熱中症等の健康への被害の増大、感染症を媒介する蚊の越冬による生態系の変化といったことが懸念されている。

ヒートアイランド現象の原因としては、緑地や水面の減少、建物や道路舗装面の増大など地表面被覆の人工化、建物や自動車などからの排熱の増加などが挙げられ、地球温暖化の影響と相まって、東京の市街地においては、「ヒートアイランド化」の傾向が顕著に現れている。

### (2) これまでの取組

都では、庁内各局及び区市町村が協力して、遮熱性舗装、保水性舗装の整備、河川緑化、街路樹再生、公園・広場整備、屋上緑化、壁面緑化、散水・打ち水、校庭芝生化等の幅広い対策を展開している。

また、キャップ・アンド・トレード制度や地球温暖化対策報告書制度、建築物環境計画書制度

などの各種取組による気候変動対策は、温室効果ガスとともに空調使用等に伴う都市排熱を削減し、ヒートアイランド現象の緩和にも寄与している。

こうした取組に加え、微細ミストなどの設置によるクールスポットの創出に対する支援を平成27年度から実施し、令和2年度末までに都内各所で合計56か所のクールスポットを整備するとともに、都営バス停留所に導入した微細ミストの稼働・検証、「夏の暑さ対策の手引」等を活用した暑さ対策の手法等の発信を行っている。

また、打ち水が東京のおもてなしとして定着することを目指し、「打ち水日和」と銘打った打ち水イベントの開催及び広報展開を実施するなど、多様な主体による取組を促進してきた。

平成29年度からは、東京2020大会競技会場等の周辺で現に観光客等が多く集まる地域における暑さ対策を推進し、平成29年度に中央区及び調布市、平成30年度に千代田区及び港区、令和元年度に台東区、江東区、世田谷区及び渋谷区の合計8地域において暑さ対策設備の整備を通じクールエリアを創出した。

令和3年度からは区市町村と連携しクールスポットの創出を促進することで、都民や観光客等が涼しさを感じる場所を増やしていくとともに、令和4年度は家庭やイベント等幅広く打ち水の実施を呼びかけ、取組を推進した。

### (3) 今後の施策展開

都はこれまでも、各種取組を継続的に実施してきたが、ヒートアイランド現象は継続しており、夏季の熱中症患者も多数発生している。今後も打ち水に関する広報展開や、区市町村と連携した暑さ対策などを通して、打ち水の更なる定着と暑さ対策の気運醸成を図る。

## 第 4 節 再生可能エネルギーの導入拡大

### 1 再生可能エネルギーの利用拡大

東京は、電力の大消費地としての責務を踏まえ、一層の省エネ・節電とともに、化石燃料から再生可能エネルギーなど脱炭素エネルギーへの転換が必須である。

再生可能エネルギーの基幹エネルギー化を実現するため、令和3（2021）年3月に策定した「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」において、令和12（2030）年に再生可能エネルギーによる電力の利用割合を50%程度まで高めることを目標に掲げ、都民や事業者の再生可能エネルギーの設備導入と利用の両面での取組を積み重ねながら、令和32（2050）年の「使用エネルギーの100%脱炭素化」を目指していく。

また、深刻化する気候危機の回避やエネルギーの安定供給に向けては、可及的速やかに再生可能エネルギーの大量導入を進めていくことが不可欠であることから、令和5年6月、再生可能エネルギーの社会実装を加速することを目的として、都が推進する効果的かつ戦略的取組への助言を行う専門家ネットワーク「東京都再エネ実装専門家ボード」を設置した。今後、様々な分野の専門家・実務家等から助言をいただき、実効性のある再エネ社会実装を推進していく。

#### (1) 太陽エネルギー利用拡大プロジェクト [気候変動対策部家庭エネルギー対策課]

太陽光発電は、都及び国の補助事業や平成24年7月に開始された固定価格買取制度により、飛躍的に導入が拡大したことに伴い、平成23年度から令和4年度までで設置費用が約4割強低下し、かつて導入の阻害要因であった初期負担の問題は大きく改善している。

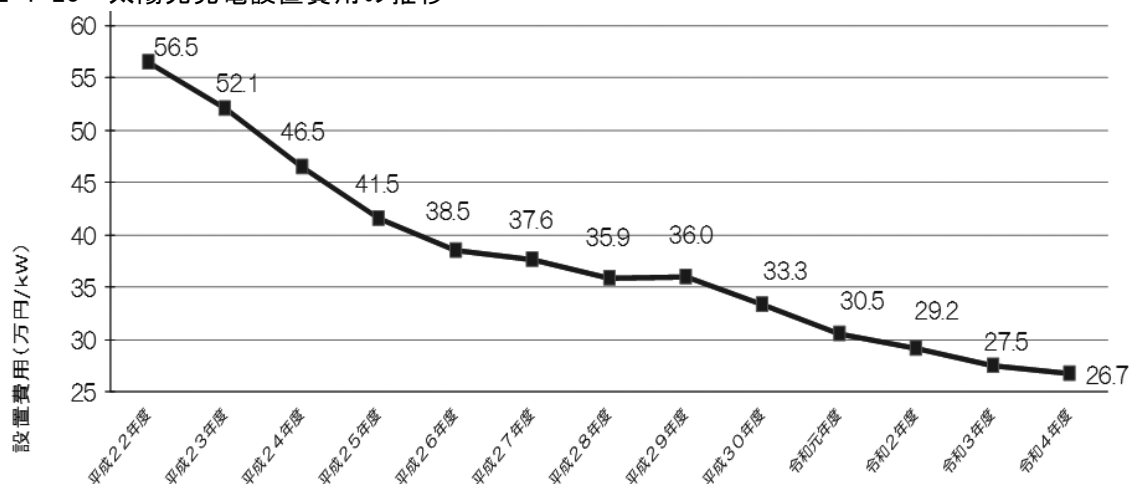
また、太陽熱利用は、家庭のエネルギー需要の約半分を占める熱を直接供給できること、エネルギー変換効率が太陽光発電より高い（太陽光発電の変換効率が15～20%程度であるのに対し、太陽熱利用の変換効率は40～60%程度）ことなど利点もある。

このような状況変化を踏まえて、「ソーラー屋根台帳」等（※）を活用しながら、区市町村等と連携して都内の建物への太陽エネルギーの利用拡大を図る。

また、公益財団法人東京都環境公社では、多様な相談に応じられる窓口を設置し、太陽エネルギー利用機器の設置を検討している都民の不安や疑問の解消に取り組んでいる。

（※）「ソーラー屋根台帳」とは、建物ごとに予測される日射量を分析し、太陽光発電等への適合度、設置可能システム容量（推定）、予測発電量等を表示するWEBマップである。

図表2-1-28 太陽光発電設置費用の推移



※平成22年度から平成26年度までのデータは太陽光発電普及拡大センター資料、平成27年度以降のデータは、調達価格等算定委員会の「令和5年度以降の調達価格等に関する意見（令和5年2月8日）」による。

図表2-1-29 「屋根ぢから」メインキャラクター「やねぢからくん」



(2) 地産地消型再エネ増強プロジェクト（区市町村向け）

[気候変動対策部地域エネルギー課]

\* 事業者向け補助は産業労働局で所管

平成24年度に固定価格買取制度が開始されて以降、太陽光発電設備などを中心に再生可能エネルギーの導入設備容量は一定程度増加してきた。一方、系統負荷の軽減や地域防災力の向上などにも資する自家消費型の再生可能エネルギーの導入拡大も重要である。

そこで、平成28年度から固定価格買取制度の対象によらない地産地消型の再生可能エネルギー設備を都内に導入する事業者に対し、経費の一部を補助する事業を開始した。令和2年度からは自営線等によって、再エネ設備から離れた需要地で消費する事業も対象に加えた新たな事業を開始した。令和4年度からは区市町村及び都内に環境価値を還元することを条件に都外（東京電力管内）へ設置する再エネ発電等設備も対象に加えることで、再生可能エネルギーの導入を後押しし、その利用割合を高めていく。申請期間は令和2年度から令和5年度まで（助成金の交付は令和6年度まで）。

図表2-1-30 地産地消型再エネ増強プロジェクトの補助対象等

補助対象機器	補助額	条件
都内及び都外（東京電力管内）に設置する再生可能エネルギーを利用した発電等設備 都内に設置する再生可能エネルギーを利用した熱利用設備	区市町村の場合、システムの導入に要する経費の3分の2以内（上限額1億円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定価格買取制度の対象外の自家消費型の設備であること</li> <li>・再生可能エネルギー設備、蓄電池の普及啓発に協力すること</li> <li>・導入費及び工事に係る資料を提供すること 等</li> </ul>



(3) 住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業 [気候変動対策部地域エネルギー課]

リース、電力販売、屋根借り、自己所有モデル等によって住宅所有者の初期費用ゼロで太陽光発電等を設置する事業者に対し、設置費用を助成する。助成金はサービス利用料の低減等を通じて住宅所有者に還元することで、太陽光発電のコストメリットを高めるとともに、非常用電源の確保にも寄与する。事業者によって適切にメンテナンスがされることで、安定的に発電が継続される。申請期間は令和4年度から令和9年度まで（助成金の交付は令和11年度まで）。

図表2-1-31 住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業の補助対象等

補助対象機器	補助額	条件
太陽光発電（3kW以下）※	【新築】 15万円/kW 【既存】 18万円/kW	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅所有者の負担する初期費用がゼロであること（工事費のみ住宅所有者が負担する事業プランは初期費用ゼロを含む）</li> <li>・助成金はサービス利用料の低減等を通じて住宅所有者に還元すること</li> <li>・契約期間中の修理サービスが付帯されていること 等</li> </ul>
太陽光発電（3kW超）	【新築】 10万円/kW （3kWを超え3.6kW以下の場合 は一律36万円） 【既存】 12万円/kW （3kWを超え3.75kW以下 の場合一律45万円）	
蓄電池（5kWh未満）	19万円/kWh	
蓄電池（5kWh以上）	15万円/kWh （5kWh以上6.34kWh未満 の場合一律95万円）	

※低容量の初期ゼロサービスの普及促進のため、3kW以下の太陽光発電の助成単価を他の補助制度より増額

(4) 太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業 [気候変動対策部家庭エネルギー対策課]

太陽光発電設備及び蓄電池の購入希望者を募り、共同購入によるスケールメリットにより購入価格の低減を実現する事業を実施する。

(5) 再生可能エネルギーグループ購入事業 [気候変動対策部家庭エネルギー対策課]

再エネ電力の購入希望者を募り、一括して購入電力の切替えを図ることで、スケールメリットによる価格低減を実現し、都民の再エネ利用を促すキャンペーンを九都県市と連携して実施している。

令和4年度は、電力調達価格の先行き不透明により、小売電気事業者の参加が見込めないため事業の実施を見送った。令和5年度も電力調達価格の先行きが不透明な状況が継続しているため、九都県市と連携し電力市場の情報収集を行い、実施可能性を検討する。

(6) 集合住宅における再エネ電気導入先行実装事業 [気候変動対策部家庭エネルギー対策課]

集合住宅における建物全体の再エネ化を推進するため、高圧一括受電による再エネ100%電気

の導入を条件に、受変電設備の設置等に係る経費を助成するとともに、併せて設置される太陽光発電設備に対して設置費用を助成する。

図表2-1-32 集合住宅における再エネ電気導入先行実装事業の補助対象等

補助対象		補助率	要件
受変電設備等※		10万円／戸（上限 1,000万円／棟）	・クール・ネット東京にて登録された高圧一括受電事業者が提供するサービスに係る設備であること ・電気事業法の規定に基づく自家用電気工作物の基準に適合する受変電設備であること 等
太陽光発電設備	既存住宅	24万円／kW（上限 50kW未満）	助成対象となる高圧一括受電契約が締結される集合住宅に導入される設備であること 等
	新築住宅	10万円／kW（上限 50kW未満）	
太陽光発電設備架台工事上乘せ		20万円／kW（上限 50kW未満）	集合住宅の陸屋根への施工に限る 等
太陽光発電設備設置時防水工事		18万円／kW（上限 50kW未満）	既存集合住宅の陸屋根への施工に限る 等

※ 助成金は高圧一括受電事業者に支払われ、利用者に還元される。

(7) 都有施設の再エネ100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業

[気候変動対策部計画課・地域エネルギー課]

\* 事業者向け補助は産業労働局で所管

都有施設の再エネ電力100%化に向け、島しょ地域における設置可能な都有施設に太陽光発電設備と蓄電池の設置を促進していく。

また、島しょ地域の町村公共施設、住宅等に対しては、太陽光発電設備・蓄電池の導入に係る経費の一部を補助する。申請期間は令和4年度から令和5年度まで（助成金の交付は令和6年度まで）。

図表2-1-33 都有施設の再エネ100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業の補助対象等

補助対象機器	補助額	条件
島しょ地域の町村公共施設、住宅等に設置する太陽光発電設備・蓄電池	システムの導入に要する経費の4分の3以内 （上限額1億円）	・系統負荷軽減に資すること ・発電により得られる環境価値を都に帰属すること 等

(8) 小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業

[気候変動対策部計画課]

家庭等の再生可能エネルギー供給を拡大するため、需要家による電源開発（オフサイトPPA等）ではなく、小売電気事業者による再生可能エネルギー発電設備の開発を支援する。

開発事例を創出するだけでなく、積極的な公表を行うことで、他の小売電気事業者による再生可能エネルギー電源開発への波及効果も狙う。

また、設備の規模に応じた、設置地域への配慮や地域貢献を求める。

図表2-1-34 小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業の補助対象経費等

補助対象経費		補助率及び補助額
設計費	助成対象事業の実施に必要な機械装置等の設計費	助成対象経費の2分の1の額（消費税及び地方消費税相当分を除く。） 上限：2億円
設備費	助成対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付け等に必要な経費（ただし、土地の取得及び賃借に係る費用を除く。）	
工事費	助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費	

(9) ペロブスカイト太陽電池の実用化に向けた共同研究

[気候変動対策部計画課]

都は、国産技術であるペロブスカイト太陽電池の実用化に向けて積水化学工業株式会社と、令和4年12月1日に協定を締結し、共同研究を開始した。令和5年5月24日に国内初となる下水道施設へのフィルム型ペロブスカイト太陽電池の設置を完了し、国内最大規模の検証を開始した。

この共同研究を通じて、再生可能エネルギーの導入拡大につながる新技術の社会実装に向けた取組を後押しする。

ペロブスカイト太陽電池の検証概要は、以下のとおり。

ア 設置場所

森ヶ崎水再生センター 水処理施設の反応槽カバー上部

イ ペロブスカイト太陽電池の枚数、設置面積、定格出力

大きさの異なる電池3種類×3枚、約9㎡、約1kW

ウ 主な実施内容

発電効率の測定や耐腐食性能等を検証

エ 協定期間

令和4年12月1日から令和7年12月1日まで

(10) 屋内におけるペロブスカイト太陽電池の有効性実証事業

[気候変動対策部計画課]

都は、令和5年6月19日に、東京都、株式会社エネコートテクノロジーズ、株式会社マクニカの三者による「屋内におけるペロブスカイト太陽電池の有効性実証事業に関する協定」を締結し、令和5年7月25日に執務室内での計測を開始した。

この実証事業を通じて、屋内での再生可能エネルギーの導入拡大につながる新技術の社会実装に向けた取組を後押しする。実証事業の概要は、以下のとおり。

ア 設置場所

東京都庁第二本庁舎 環境局 執務室内

イ 主な実施内容

ペロブスカイト太陽電池を活用したIoTセンサーを5台設置し、屋内のCO2濃度・温湿度・照度を計測。その際の、ペロブスカイト太陽電池の発電性能、耐久性、測定精度への

影響等を検証

ウ 協定期間

令和5年6月19日から令和6年5月31日まで

#### (11) 都市型太陽電池による創電・蓄電の強化推進事業

[気候変動対策部計画課]

都は、国立大学法人電気通信大学と連携・協働し、再生可能エネルギーの更なる利用拡大への寄与が期待される新たな技術である円筒形太陽電池の社会実装に向けた取組を促進する。具体的には、電気通信大学が行う研究調査、連携調整に要する経費の支援や、研究調査の実施に当たっての都有施設等の優先的な提供を行うとともに、研究成果等を活かして、都が電気通信大学と連携して行う事業を実施する。

なお、本事業は令和4年度大学研究者による事業提案制度において選定された事業である。

図表2-1-35 都市型太陽電池による創電・蓄電の強化推進事業の負担額等

対象	負担額	対象期間
電気通信大学が行う研究調査、連携調整に要する経費の支援	(上限額) 3,000万円	令和5年度から 令和7年度まで
都が電気通信大学と連携して行う事業	(上限額) 2億円	令和6年度から 令和7年度まで

## 2 エネルギー供給事業者対策

[気候変動対策部計画課]

平成12年度から電力小売の自由化が段階的に始まり、平成28年度には、一般家庭等も対象とした小売全面自由化が開始された。これにより全ての電力消費者は電力会社や料金メニューを自由に選択することができるようになっている。

電気の環境性の向上を促すとともに、消費者が環境に配慮した電気を選択しやすくするため、平成17年3月の環境確保条例の改正により、都内へ電気を供給する小売電気事業者等に対しCO<sub>2</sub>排出係数や再生可能エネルギー利用量等の目標及び実績を記載した計画書及び報告書の提出及び公表を義務付けるエネルギー環境計画書制度を導入し、運用している(令和4年度対象事業者は280事業者)。

令和4年12月に、再生可能エネルギーの電源構成、属性の掲載や供給条件の多様化等について、新たに報告及び公表の対象とする条例改正を行った(令和6年4月施行)。

## 第 5 節 ゼロエミッションビークル（ZEV）の普及促進

### 1 ゼロエミッションビークルの普及促進

都は、ゼロエミッション東京の実現を目指した取組を進めており、自動車についても、走行時にCO<sub>2</sub>を排出しないゼロエミッションビークルの普及が重要である。平成30年5月に開催した国際会議「きれいな空と都市 東京フォーラム」において知事は、令和12（2030）年の都内の乗用車新車販売に占めるゼロエミッションビークルの割合を50%まで高めるとの目標を掲げた。

さらに都は、令和元年12月の「ゼロエミッション東京戦略」及びその個別プログラムである「ZEV普及プログラム」において、上記の目標に加えて、令和12（2030）年までに小型路線バスの新車販売原則ZEV化、ゼロエミッションバスの導入300台以上等の目標を掲げ、続いて令和3年3月の「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」においては、都内で新車販売される乗用車を令和12（2030）年までに、二輪車を令和17（2035）年までに100%非ガソリン化する目標を掲げた。

そして、令和5年1月の『未来の東京』戦略 version up 2023』においては、令和12（2030）年までに都内の集合住宅に電気自動車・プラグインハイブリッド自動車用充電器を6万基設置する目標を掲げた。これらの目標の達成に向け、ゼロエミッションビークルの普及を加速させるための施策等を進めていく。

### 2 普及・導入促進事業

#### (1) ZEV普及を支えるインフラの確保

[気候変動対策部家庭エネルギー対策課]

##### ア 充電設備普及促進事業（住宅・区市町村向け）

\* 事務所・商業施設等向けの補助は産業労働局で所管

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の普及拡大に向け、都内の集合住宅や戸建住宅等に設置する充電設備への設置及び運営に係る経費に対して補助を行う。

集合住宅に対しては、V2H（ビークル トゥ ホームシステム）設備と同時に太陽光発電を導入する場合は太陽光発電システム購入費等に補助を行うとともに、管理組合との合意形成や導入に向けたアドバイス等の支援を行うアドバイザーを派遣する。

また、令和4年度からは、既設戸建住宅に対して、普通充電設備の導入に係る費用の定額補助を実施する。

図表2-1-36 充電設備普及促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
集合住宅（非公共用）及び既存戸建住宅等に導入する充電設備	<p>【戸建住宅用充電設備導入費】 2.5万円／基</p> <p>【充電設備導入費（設備購入費）】 国の補助金交付額と合わせて10分の10（機器によって上限額あり。一部都単独で10分の10）</p> <p>【充電設備導入費（設置工事費）】 設置工事費から国補助額を除いた額 上限額： 普通充電設備（充電用コンセント以外） 81万円（1基目）、40万円（2基目以降）※1</p>	<p>都内に設置され、国の補助事業の対象となっている機器を導入すること等</p> <p>戸建住宅用充電設備導入費については、太陽光発電システムを設置又は再生可能エネルギー100%の電力契約を行っていること</p> <p>運営費における電気基</p>

	<p>充電用コンセント 60万円(1基目)、30万円(2基目以降)※1</p> <p>急速充電設備 合計出力1kW当たり6万円を乗じた額(上限額:309万円)</p> <p>超急速充電設備 1,600万円</p> <p>※1 機械式駐車場に設置する場合は、171万円(1基目)、86万円(2基目以降)</p> <p>【充電設備導入費(受変電設備改修費)】</p> <p>新設する充電器の合計出力が50kW以上になる場合 受変電設備における設備購入費及び設置工事費(上限額:435万円)</p> <p>【運営費(補助期間は設置から5年間(超急速)又は3年間(急速))】※2</p> <p>維持管理費 : 上限額 40万円/年</p> <p>電気基本料金: 上限額</p> <p>60万円/年(急速)、</p> <p>310万円/年(超急速)</p> <p>※2 都内の区市町村が充電設備導入費の交付決定を受けて設置する公共用超急速・急速充電設備のみが対象</p>	<p>本料金の補助については、再生可能エネルギー100%の電気を使用すること</p>
<p>集合住宅にV2H設備と同時に設置する場合における太陽光発電システム及び蓄電池</p>	<p>購入費・工事費の10分の10(上限額 1,500万円)</p>	<p>太陽光発電システムから供給される電気を、同時に設置する集合住宅におけるV2H設備又は集合住宅の共用部において使用すること等</p>

## イ 都有施設における充電設備設置事業

都有施設に充電設備を整備し、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の普及を後押しするとともに、都有施設を訪れる電気自動車・プラグインハイブリッド自動車利用者の利便性の向上を図る。

図表2-1-37 充電設備一覧(令和5年3月現在)

番号	設置場所	所在地	設置数
①	東京都立川合同庁舎駐車場	立川市錦町4-6-3	急速1基
②	城北中央公園駐車場	練馬区氷川台1-2	急速1基
③	砧公園駐車場	世田谷区砧公園1-1	急速1基
④	代々木公園駐車場	渋谷区代々木神園町2-1	急速1基
⑤	井の頭恩賜公園第二駐車場	三鷹市下連雀一丁目地内	急速1基
⑥	神代植物公園第一駐車場	調布市深大寺北町1-4	急速1基
⑦	東京都檜原都民の森駐車場	西多摩郡檜原村7146	急速1基
⑧	舎人公園第二駐車場	足立区古千谷1	急速1基
⑨	都庁第一本庁舎地下1階駐車場	新宿区西新宿2-8-1	急速1基(2口)
⑩	東京ビッグサイト(東京国際展示場)会議棟地下駐車場	江東区有明3-11-1	急速1基、普通5基

⑪	駒沢オリンピック公園第一駐車場	目黒区東が丘2-16	急速2基、普通8基
⑫	高尾の森わくわくビレッジ	八王子市川町55	急速2基、普通1基
⑬	シンボルプロムナード公園駐車場A棟	港区台場1-8-1	急速2基、普通4基
⑭	シンボルプロムナード公園駐車場B棟	港区台場2-5-1	急速2基、普通4基
⑮	城南島海浜公園第1駐車場	大田区城南島4-2	急速2基、普通8基
⑯	東京夢の島マリーナ第3駐車場	江東区夢の島3-1-1	普通4基
⑰	東京武道館	足立区綾瀬3-20-1	急速1基、普通3基
⑱	木場公園第一駐車場	江東区木場3-18-2	急速2基、普通8基
⑲	和田堀公園第一駐車場	杉並区大宮2-25	急速1基、普通7基
⑳	石神井公園第一駐車場	練馬区石神井台1・2丁目	急速2基、普通4基
㉑	中川公園駐車場	足立区中川5丁目	急速1基、普通8基
㉒	東綾瀬公園駐車場	足立区綾瀬1～3丁目	急速1基、普通8基
㉓	宇喜田公園第二駐車場	江戸川区北葛西3丁目、宇喜多町	急速2基、普通1基
㉔	武蔵野の森公園第二駐車場	三鷹市大沢5-7-2	急速2基、普通8基
㉕	武蔵野公園駐車場	府中市多磨町2-24-1	急速2基
㉖	小金井公園第二駐車場	小金井市関野2-8	急速2基、普通8基

#### ウ マンション充電設備普及促進に向けた連携協議会の運営

東京都、充電事業者、エネルギー供給事業者、マンション関連業界団体、自動車販売会社等から成る連携協議会を令和4年9月に設置し、集合住宅における新しい充電サービスの展開を後押ししている。

また、充電事業者とマンション管理組合との個別相談会の開催や、充電設備設置のための導入調査経費や充電設備のランニング経費の補助によって、マンション管理組合の合意形成に向けた支援を行っている。

図表2-1-38 マンション充電設備普及促進事業の補助対象等

補助対象	補助対象者	補助額
導入調査経費（現地調査費及び提案書作成費）	マンション管理組合	18万円を上限
特別措置等を利用して新たに契約した電気料金の基本料金	マンション管理組合又は本事業の登録を受けた充電事業者	年18万円を上限

## (2) 乗用車・バス・バイクなど車両のZEV化促進

### ア 電気自動車・電動バイク等の普及促進事業（個人向け）

[気候変動対策部地域エネルギー課]

\* 事業者向け補助は産業労働局で所管

都内に住所を有する個人に対して、電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHEV）・外部給電器及び電動バイクの購入補助を行う。申請は令和12年度まで（助成金の交付は令和13年度まで）。

図表2-1-39 電気自動車・電動バイク等の普及促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
電気自動車 (EV) ・ プラグインハイブリッド自動車 (PHEV)	①基本補助額 給電機能有：45万円 給電機能無：35万円	使用の本拠が都内にあること等
	②自動車メーカー別の上乗せ補助額：最大+10万円	
	③再エネ電力導入による上乗せ補助額 再エネ100%電力メニューの契約時：+15万円 又は 太陽光発電システムの設置時：(EV) +30万円 (PHEV) +15万円	
	④高額車両（税抜840万円以上）における補助額 ①～③の合計額に0.8を乗じた額	
EV・PHEV 用外部給電器	購入額の2分の1（上限額 40万円）	EV・PHEVの所有者であり、主に都内で使用されること等
電動バイク	ガソリン車両との価格差から国の補助金を除いた額 （上限額：車種により18万円又は48万円）	使用の本拠が都内にあること等

イ EVバス・EVトラック導入促進事業（区市町村向け）

[気候変動対策部地域エネルギー課]

\* 事業者向け補助は産業労働局で所管。区市町村向け補助（環境局所管）も、産業労働局で事業執行  
区市町村に対して、EVバス・PHEVバス・EVトラック及びPHEVトラックの購入補助を行う。申請は令和8年度まで（助成金の交付は令和9年度まで）。

図表2-1-40 EVバス・EVトラック導入促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
EVバス・PHEVバス・EVトラック・PHEVトラック	同等燃費水準車（ディーゼル車）の車両価格との差額 （上限額：2,300万円）	使用の本拠が都内にあること等

ウ 燃料電池自動車等の普及促進事業（個人・区市町村向け）

[気候変動対策部地域エネルギー課]

\* 事業者向け補助は産業労働局で所管

都内に住所を有する個人又は区市町村に対して、燃料電池自動車（FCV）及び外部給電器の購入補助を行う。申請は令和12年度まで（助成金の交付は令和13年度まで）。



図表2-1-41 燃料電池自動車等の普及促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
燃料電池自動車 (FCV)	①基本補助額 給電機能有：110万円 給電機能無：100万円	使用の本拠が都内にあること等
	②自動車メーカー別の上乗せ補助額：最大+10万円	
	③再エネ電力導入による上乗せ補助額 再エネ100%電力メニューの契約時：+25万円 又は 太陽光発電システムの設置時：+25万円	
	④高額車両（税抜840万円以上）における補助額 ①～③の合計額に0.8を乗じた額	
FCV用外部給電器	購入額の2分の1（上限額 40万円）	FCVの所有者であり、主に都内で使用されること等

エ 燃料電池バス導入促進事業（区市町村向け）

[気候変動対策部地域エネルギー課]

\* 事業者向け補助は産業労働局で所管。区市町村向け補助（環境局所管）も、産業労働局で事業執行  
区市町村に対して、燃料電池バス（FCバス）の購入補助を行う。申請は令和7年度まで（助成金の交付は令和8年度まで）。

図表2-1-42 燃料電池バス導入促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
燃料電池バス (FCバス)	助成対象経費の3分の2の額から2,000万円を差し引いた額（国補助等を併用する場合） （上限額 5,000万円） 【導入台数に応じた補助】 導入台数に応じて上乗せ （上限額 2,000万円） 【水素ステーション整備と連動した補助】 新たに導入する燃料電池バスの自己負担分が概ねゼロになるよう上乗せ （上限額2,000万円）	使用の本拠が都内にあること等  【導入台数に応じた補助】 5年度以内に、燃料電池バスを5台以上純増させる計画書の提出 【水素ステーション整備と連動した補助】 都内の自らの営業所等に定置式水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用の目的で運用する場合

オ ZEV活用による島しょ地域防災力向上事業（個人・町村向け）

[気候変動対策部地域エネルギー課]

\* 事業者向け補助は産業労働局で所管。個人・町村向け補助（環境局所管）も、産業労働局で事業執行  
島しょ地域（都と協定を締結した町村に限る。）において、災害時の給電等に可能な限り協力する個人・町村に対して、ZEV中古車の購入補助を行う。申請は令和5年度まで（助成金の交付は令和6年度まで）。

図表2-1-43 ZEV活用による島しょ地域防災力向上事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
ZEV中古車	上限額 30万円	使用の本拠が都と協定を締結した町村内にあること 等

### 3 優遇制度

都は、平成11年度から全国で初めてとなる課税自主権を行使した低公害車の自動車税優遇を実施した。

現在は、平成13年度の地方税法改正により、環境負荷に応じた特例措置として、国の制度により実施されており、自動車税種別割については、排出ガス基準及び燃費の性能の良い車両に対する軽課（税率の軽減）と、環境負荷の大きい車両（ガソリン・LPG車は新車新規登録後13年を超えるもの、ディーゼル車は新車新規登録後11年を超えるもの）に対する重課（税率が重くなる仕組み）で運用されている。自動車税環境性能割についても、環境性能に応じた非課税措置が制度化されている。

また、都独自の制度として、環境負荷の小さい自動車の普及を税制面から支援する観点から、平成21年度から令和7年度までに新車新規登録したZEVについて、新車新規登録時の自動車税種別割（月割）及び翌年度からの5年度分の自動車税種別割を課税免除としている。

## 第 6 節 自動車の環境負荷低減対策

[環境改善部自動車環境課]

### 1 自動車の環境負荷低減の取組

#### (1) 自動車の公害対策・環境負荷低減

昭和48年以降、国による自動車排出ガス規制は段階的に強化されてきた。しかし、東京などの首都圏や阪神地域では環境改善がみられないことから、平成4年に国は「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NO<sub>x</sub>法）を制定し、同法に基づき都では、NO<sub>x</sub>対策を推進した。さらに都は、ディーゼル車から排出されるPM（粒子状物質）の健康影響を正面から捉え、平成11年8月からディーゼル車対策の必要性を都民に訴える「ディーゼル車NO<sub>x</sub>作戦」を展開し、都独自のディーゼル車排出ガス規制などを盛り込んだ環境確保条例を平成12年12月に制定した。

また、都では「東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（平成16年3月策定、平成25年7月改定）に基づき、ディーゼル車対策、低公害・低燃費車の普及促進など、自動車に起因する大気汚染の更なる低減を図っている。

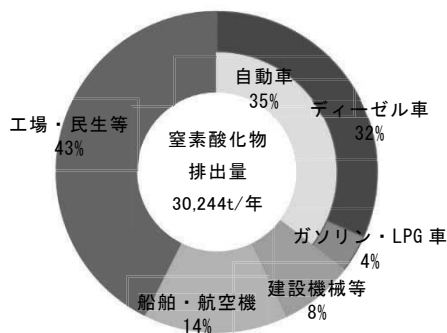
さらに、自動車部門からのCO<sub>2</sub>排出量の削減を図るため、平成21年3月に環境確保条例の一部改正を行い、一定規模以上の事業者に対する低公害・低燃費車の導入の義務付けや、自動車の利用者による自動車利用合理化の促進、エコドライブの実施、CO<sub>2</sub>削減に寄与する自動車燃料の開発等の努力義務、自動車販売者による購入者への環境情報の説明義務、自動車等の適正な整備に係る努力義務を規定した。令和3年12月には更なる条例改正を行い、一定規模以上の事業者に対しては、使用する乗用車（軽自動車を除く。）に対する非ガソリン車（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）の導入を義務付けた。

今後は、東京都環境基本計画で掲げる都内温室効果ガスの削減目標の達成に向け、令和12（2030）年までに都内の乗用車新車販売を100%非ガソリン化するよう普及拡大の促進を図っていく。

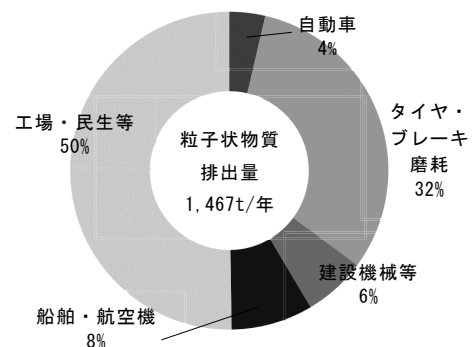
#### (2) 自動車に起因する大気汚染の状況

都内の窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や粒子状物質（PM）の排出量をみると、NO<sub>x</sub>の約4割、PMの約1割が自動車（建設機械等を含む。）から排出されている。また、自動車の排気管からの排出量のうち、窒素酸化物及び粒子状物質の多くはディーゼル車によるものである。

図表2-1-44 都内のNO<sub>x</sub>排出量（令和2年度）



図表2-1-45 都内のPM排出量（令和2年度）



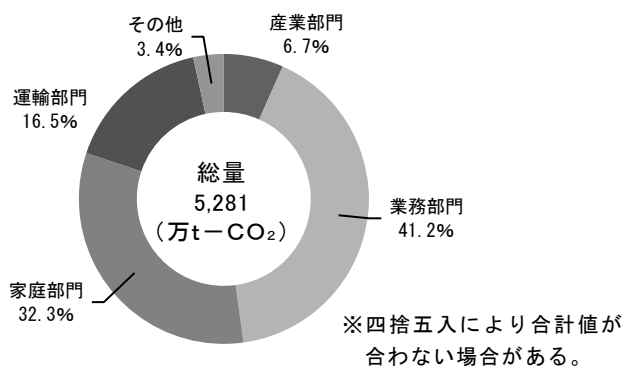
※自動車の排出量には始動時の影響分等を含む。  
※工場等による凝縮性ダスト（PM）を含む。  
※自動車走行分による巻き上げ分（PM）は含まない。  
※二次生成粒子（PM）は含まない。

### (3) 自動車からのCO<sub>2</sub>排出量の現状

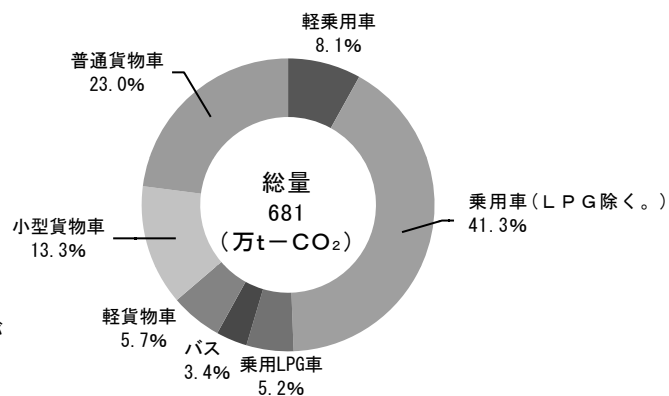
令和2年度における運輸部門のCO<sub>2</sub>排出量は、都内全体の16.5%を占めている。

運輸部門のCO<sub>2</sub>排出量の8割は自動車に起因するものであり、自動車に起因するCO<sub>2</sub>の削減が必要となっている。

図表2-1-46 都内のCO<sub>2</sub>排出状況  
(令和2年度)



図表2-1-47 都内の自動車からのCO<sub>2</sub>排出状況  
(令和2年度)



## 2 ディーゼル車対策

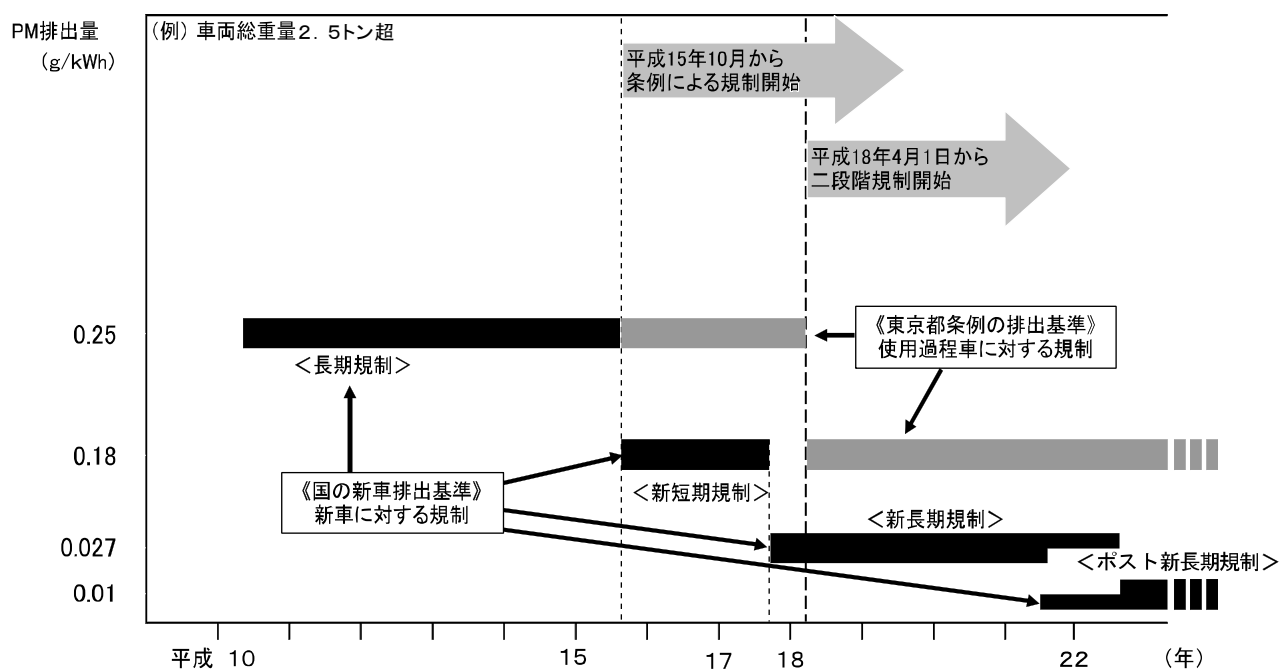
### (1) 環境確保条例による規制の概要

都は、環境確保条例に基づき、使用過程車も含めたディーゼル車から排出されるPMについて都独自の排出基準を設定し、平成15年10月から基準に適合しないディーゼル車の都内（島しょ地域を除く。）走行を禁止した。

対象となるディーゼル車は、トラック、バス及びこれらをベースとした特種自動車である。

条例で定めるPM排出基準は、平成15年の規制開始以降、従前の国の新車に対する長期規制の排出基準と同じ値を適用してきたが、平成18年4月1日からは、新短期規制と同じ値を適用している。

図表2-1-48 条例に基づくPM排出基準の考え方



図表2-1-49 PM排出基準（環境確保条例別表第6）

車 両 総 重 量	現在の排出基準 (平成18年4月1日から適用)	測定モード
1.7 t 以下	0.052g/km	10・15
1.7 t 超 2.5 t 以下	0.06g/km	10・15
2.5 t 超	0.18g/kWh	D13

条例の排出基準に適合していない車両については、ガソリン車等の非ディーゼル車又は規制に適合したディーゼル車への更新か、都が指定するPM減少装置の装着が必要となる。

なお、都はPM減少装置が機能するよう、石油連盟に低硫黄軽油の早期供給を要請し、平成13年度から硫黄分50ppm以下、平成17年1月からは、硫黄分10ppm以下の超低硫黄軽油が供給されている。

## (2) 違反ディーゼル車の取締りの状況

平成15年10月の規制開始以降、PMの排出基準を満たさないディーゼル車に対して、事業所への立入検査、路上及び物流拠点等での車両検査、高速道路や主要幹線道路におけるビデオカメラによる走行車両の撮影のほか、都民からの通報を受け付ける黒煙ストップ110番を設置するなど厳正な取締りを行っている。

違反者に対しては、運行禁止命令を行い、当該命令に従わない場合には、違反者の公表、罰則として50万円以下の罰金の適用がある。

環境確保条例による規制の実効性を担保するため、東京都自動車公害監察員（自動車Gメン）が平成13年4月に設置され、ディーゼル車規制に係る取締り・指導を行っている。

## (3) 自動車環境性能評価事業

欧州自動車メーカーによる路上走行時の排ガス不正問題を発端に、日本では、国においてディーゼル乗用車等を対象に路上走行検査が導入されることとなった。

都内における自動車からの窒素酸化物は、ディーゼル重量車によるものが大半を占めていることを踏まえ、平成29年度からディーゼル重量車を対象に路上走行時における排出ガスを計測し、令和3年度からは、道路勾配や外気温の排出ガスへの影響について調査を行っている。

## 3 オフロード特殊自動車対策

都は、特定特殊自動車排出ガスによる大気汚染対策として、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づき、平成29年4月から特定特殊自動車の使用者に対する一部の事務（技術基準適合に関する指導及び助言、報告徴収、立入検査等）を実施している。

規制対象となる特定特殊自動車（オフロード特殊自動車）は、公道を走行しない特殊な構造の作業車であり、油圧ショベル、ブルドーザ、フォークリフト、普通型コンバイン等が該当する。

## 4 低公害・低燃費車の普及促進

都は、自動車からの環境負荷を低減するため、低公害・低燃費車の普及を進めている。

### (1) 自動車環境管理計画書

自動車からの環境負荷を低減するため、特定事業者（島しょ地域を除く都内で30台以上の自動

車を使用する事業者。令和4年度末：約1,500社）に対し、環境確保条例で自動車環境管理計画書の提出を義務付けている。

特定事業者は、知事が定める指針に基づき、令和4年度からの第五期の計画期間（5年間）において、特定低公害・低燃費車の導入、エコドライブの実施等を内容とする計画書を知事に提出するとともに、毎年度の実績報告書の提出が必要となる。都は、提出された計画書及び実績報告書を基に、特定事業者の立入検査等を行い、自動車環境管理計画書の実施状況の確認、改善指導等を行っている。

なお、自動車環境管理計画書及び実績報告書の内容については、平成23年度から公表している。

## (2) 特定低公害・低燃費車の導入義務

都内で自動車を200台以上使用する事業者に対して、環境性能の高い自動車として知事が定める特定低公害・低燃費車の導入を義務付けており、令和4年度から導入義務率を15%以上から30%以上に引き上げた（達成期限令和9年3月末）。

また、新たに、使用する乗用車（軽自動車を除く。）における非ガソリン車（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）の割合を、20%以上とすることを義務付けている（達成期限令和9年3月末）。

## (3) 低公害・低燃費車の導入支援、優遇制度

### ア 中小企業者等への支援

都は、資金力の弱い中小企業者などを支援するために、低公害・低燃費車への買換えに対して、融資のあっせんを行っている。

また、ハイブリッドバス、ハイブリッドトラック及びハイブリッドごみ収集車（塵芥（じんかい）車）への補助も行っている。

平成28年度からは、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のタクシーと環境性能が高く車いすのまま乗降できる誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン（UD）タクシーの導入に対する補助を行っている。ユニバーサルデザイン（UD）タクシーについては、東京2020大会の開催に向け1万台の導入を目標に補助を行った結果、令和元年度中に目標を達成したため、さらなる普及促進に向けて、令和2年度には6,000台、令和4年度からは6,480台の追加導入を目指し補助を行っている。

図表2-1-50 低公害・低燃費車の普及促進のための融資・補助制度

No.	事業名	補助対象	目的	事業概要
1	環境保全資金融資あっせん	中小企業者	低公害・低燃費車への買換え促進	<p>〔制度開始〕平成元年度</p> <p>〔対象〕指定低公害・低燃費車への買換え</p> <p>〔融資方法〕東京信用保証協会の保証を得て、取扱金融機関が行う融資へのあっせん</p> <p>〔利率〕長期プライムレート以内、固定金利</p> <p>〔補助内容〕借受者が支払った利子への補給金及び信用保証料への補助金を年1回交付</p> <p>〔補助率〕利子補助：1/2 保証料補助：2/3</p> <p>〔融資枠〕6.41億円 融資限度額1億円/1企業 償還期間7年以内</p>
2	低公害・低燃費車導入補助	民間バス事業者等	公共交通機関であるバスの低公害・低燃費化の促進	<p>〔制度開始〕平成21年度</p> <p>〔対象〕ハイブリッドバスの導入</p> <p>〔補助率〕同種の一般のバスとの価格差から国の補助額を除いた額の1/2</p> <p>〔限度額〕2,500千円</p> <p>ただし、中小規模事業者(注1)は</p> <p>〔補助率〕同種の一般のバスとの価格差から国の補助額を除いた額の満額</p> <p>〔限度額〕2,500千円</p>
		中小の貨物事業者等	物流の中心的役割を果たすトラックの低公害・低燃費化の促進	<p>〔制度開始〕平成24年度</p> <p>〔対象〕ハイブリッドトラックの導入</p> <p>〔補助率〕通常車両との価格差から国の補助額を除いた額の1/2</p> <p>〔限度額〕164千円(最大積載量4t未満) 571千円(最大積載量4t以上)</p> <p>ただし、使用台数200台未満の事業者は、</p> <p>〔補助率〕通常車両との価格差から国の補助額を除いた額の満額</p> <p>〔限度額〕417千円(最大積載量4t未満) 1,452千円(最大積載量4t以上)</p>
		中小の廃棄物処理業者等(注2)	ごみ収集車(塵芥(じんかい)車)の低公害・低燃費化の促進	<p>〔制度開始〕平成27年度</p> <p>〔対象〕ハイブリッドごみ収集車の導入</p> <p>〔補助率〕環境省の補助制度で定められている補助金額の1/2</p> <p>〔限度額〕195千円(最大積載量4t未満)</p>
3	次世代タクシー導入補助	タクシー事業者等	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車タクシーの普及促進	<p>〔制度開始〕平成28年度</p> <p>〔対象〕電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のタクシーの導入</p> <p>〔補助率〕車両本体価格の1/6</p> <p>〔限度額〕1,000千円</p> <p>ただし、中小規模事業者(注1)は補助率1/2、限度額1,600千円(国補助金併用の場合補助率1/4、上限額600千円)</p> <p>〔対象〕プラグインハイブリッド自動車のタクシーの導入</p> <p>〔補助率〕車両本体価格の1/5</p> <p>〔限度額〕1,000千円(国補助金併用の場合600千円)</p> <p>ただし、中小規模事業者(注1)は補助率2/5、限度額1,600千円(国補助金併用の場合補助率1/5、上限額600千円)</p>
			環境性能が高く車いすのまま乗降できる誰もが利用しやすいUDタクシーの普及促進	<p>〔制度開始〕平成28年度</p> <p>〔対象〕電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・ハイブリッド自動車であって、車いすのまま乗降できるスロープ又はリフトを初度登録時に装備しているタクシー車両</p> <p>〔補助要件〕1台につき2名以上のユニバーサルドライバー研修を受講していること等</p> <p>〔補助額〕600千円(国補助金併用の場合400千円)</p> <p>ただし、中小規模事業者(注1)は1,000千円(国補助金併用の場合400千円)</p>

(注1) 中小規模事業者とは、中小企業法に規定する中小企業者であって使用台数200台未満の事業者

(注2) 産廃エキスパート・産廃プロフェッショナルの認定を受けている者

## イ 低公害・低燃費車に係る駐車料金割引措置

都、区等が運営する公共駐車場は、低公害車の優遇措置として、平成13年4月から駐車場料金の割引を実施している。平成22年4月から、CO<sub>2</sub>排出削減対策も踏まえ、低公害・低燃費車に係る駐車場料金割引措置に変更した。

対象車は、燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等の低公害・低燃費車で、割引率は駐車場ごとに時間貸し割引、定期制割引等について定めている。

## (4) 低公害・低燃費車の普及状況

### ア 低公害車の指定制度

都は、排出ガスが発生しない、又は排出ガスの発生が相当程度少ないと認められる低公害な

自動車を指定し、その普及拡大を図る低公害車指定制度を、平成6年度から全国に先駆け実施した。平成8年度からは、七都県市（現九都県市）の共同により「七都県市（現九都県市）低公害車指定制度」として低公害車の指定を行い、広域的な普及を図っている。

また、平成21年度からは、排出ガス性能の評価に加え、運輸部門における地球温暖化対策を推進するため、燃費性能の評価も加えた。指定区分は、国の自動車排出ガス規制値からの窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）、非メタン炭化水素（NMHC）及び粒子状物質（PM）の低減レベル並びに国の燃費基準の達成レベルにより、「超」「準超」「優」「準優」に分類している。

さらに、平成30年度からは、国の自動車排出ガス規制値及び燃費基準の改正に対応した、新たな指定区分を追加し、平成30年度基準「超（ECOプレミアム）」「優（ECOエネルギー+）」「優（ECOクリーン+）」「良（ECO）」で分類している。

#### イ 九都県市指定低公害車の普及状況

令和3年度末における都内の九都県市指定低公害車の普及台数（平成21年度からの新たな基準を満たした自動車）は、燃料電池自動車1,645台、電気自動車9,447台、プラグインハイブリッド自動車12,502台、ハイブリッド自動車605,534台、CNG車1,763台のほか、ガソリン車、LPG車、ディーゼル車を含む合計2,534,309台である。これらの九都県市指定低公害車の普及台数の合計は、都内の自動車保有台数3,898,309台に対して約65%を占めている。

### (5) 庁有車への導入

#### ア 低公害車・低燃費車の導入状況

都は、自らが大規模な事業者であり、環境性能の優れた自動車を率先して使用していくために、低公害・低燃費車の庁有車への導入を進めている。都は、昭和63年度から環境性能の優れた自動車を低公害車として導入開始しており、令和3年度末で環境性能の優れた自動車（特定低公害・低燃費車等）を2,948台導入している。

図表2-1-51 東京都・区市町村における庁有車への環境性能の優れた自動車の導入状況(令和3年度末)

(単位：台)

	燃料電池自動車	電気自動車	プラグインハイブリッド自動車	ハイブリッド自動車	CNG車	特定低公害・低燃費車※1	合計
東京都	109	152	60	1,291	0	1,336	2,948
区市町村	15	366	40	542	92	607	1,662

営業車（都営バス）を含む（燃料電池バス71台、ハイブリッドバス128台、特定低公害・低燃費車585台）。

※1 LPG車、ガソリン車、ディーゼル車の、特定低公害・低燃費車

なお、都営バスについてはアイドリング・ストップ装置付バス1,394台を導入している。

#### イ 非ガソリン化の取組

令和3年3月に策定された「ゼロエミッション都庁行動計画」に基づき、庁有車（特種車両等を除く。）の更新時期に原則ZEV化を徹底し、乗用車は2024年度末までに、バイクは2029年度末までに100%非ガソリン化を実現することとした。

## 5 エコドライブ

### (1) エコドライブの推進

急加速、急減速、空ぶかし、長すぎるアイドリングを行わないなど、環境に配慮した自動車の



運転である「エコドライブ」は、大気汚染物質やCO<sub>2</sub>の排出削減といった環境面への寄与だけでなく、燃費向上や安全運転による事故防止という経済面及び安全面へのメリットも期待できる。

都では、エコドライブの普及啓発を図るため、九都県市等と連携し、エコドライブの効果や具体的なポイントを記載したチラシ等の作成、配布などを実施している。

また、平成21年3月の環境確保条例の一部改正で、自動車等を運転する者や自動車等を事業の用に供する者に対し、エコドライブの努力義務を規定した。

今後も、区市町村や関係団体等と連携し、エコドライブの具体的な手法や効果等について普及啓発を行うとともに、事業者がエコドライブに取り組む環境を整備するため、研修等で活用できるカリキュラムを配布するなど、エコドライブ実践の社会への定着を促進する。

## (2) アイドリング・ストップの義務付け

環境確保条例では、自動車排出ガスによる大気汚染物質やCO<sub>2</sub>削減を図るため、島しょを含む都内全域でアイドリング・ストップ（駐停車時のエンジン停止）を義務付けている。

ア 自動車等（自動車及び原動機付自転車）の運転者に対するアイドリング・ストップの義務付け

イ 自動車等を使用する事業者に対して、運転者がアイドリング・ストップを励行するよう周知することの義務付け

ウ 自動車の収容能力が20台以上の駐車場の設置者等に対して、駐車場利用者へのアイドリング・ストップの周知の義務付け

## (3) 貨物輸送評価制度

都は平成24年5月に、運送事業者によるエコドライブ等の積極的な取組を促すため、CO<sub>2</sub>削減の取組を実走行燃費で評価する貨物輸送評価制度を構築し、平成24年度の試行期間を経て、平成25年度から本格施行している。

この制度は、世界最大規模の実走行燃費データから燃料種・車種・重量に応じて作成した平均燃費値（ベンチマーク）を基に、個々の自動車の実走行燃費の偏差値を求め、偏差値の平均値で事業者を評価するものである。この評価では、都の現地調査などにより、運送事業者のドライバーに対するエコドライブの指導体制や実走行燃費データの集計体制が構築されているかなど、運送事業者の日常的・恒常的な取組も評価している。

本制度は、令和4年度に、最新の燃費データ約86万件を基にベンチマークを更新するとともに、評価対象とする車両区分を60から70区分に増やし、事業者の評価について分かりやすく五段階から三段階の格付けに見直しを行った。

評価取得事業者は、平成25年度の本格施行時の149社から令和4年度の390社と着実に増加してきている。

荷主企業や都民に対しては、グリーン購入活動として、一定の評価を得た運送事業者を優先的に選択するなど、荷主と運送事業者の連携によりCO<sub>2</sub>削減が図られるよう、引き続き評価事業者数の更なる拡大を図っていく。

## 6 局地汚染対策

都内の幹線道路沿道では、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）、浮遊粒子状物質（SPM）等による汚染が発生し、特に交通が集中する交差点や道路が多層構造等の地域では汚染物質の拡散が進みにくく、局地的な高濃度汚染となりやすいことから、局地汚染の改善について、調査・検討を行っている。

板橋区大和町交差点周辺では、光触媒、土壌を用いた大気浄化の実験を行い、また大田区松原橋交差点では、従来より省スペースの土壌を用いた大気浄化実験施設による浄化性能、耐久性等について実験を行った。さらに、小規模スペースでの展開が期待される新技術である高活性化炭素繊維（ACF）について、その効果の確認や実用化に関する検討を行っている。

また、都は、局地汚染対策の着実な推進と充実を図るため、国の責任においても抜本的な対策を講じるよう、国に求めている。

## 7 東京大気汚染訴訟の和解条項の履行

東京大気汚染訴訟（平成19年8月和解成立）の和解条項では、大気汚染の軽減を図るため、低公害車の導入促進等、環境対策を検討・実施していくこと、また原告等との意見交換を行うため「道路交通環境改善に関する連絡会」を実施することが定められている。環境局では、和解条項に定められた環境対策を実施していくとともに、連絡会の実施に当たり、国や原告等、関係者との連絡調整を行っている。

## 8 地域環境交通対策

### (1) 交通需要管理の推進

東京における慢性的な交通渋滞は、都市機能を大きく損なうとともに、大気環境に深刻な影響を及ぼしている。

持続的発展が可能な都市としていくためには、既存の道路や公共交通機関などの社会基盤を有効活用していくとともに、自動車使用のあり方を抜本的に見直していくことが必要である。

このためには、都民、事業者がライフスタイルや社会経済システムを変革し、自動車の効率的な利用、更には公共交通等への利用転換などに取り組む交通需要管理（TDM）が重要となっている。

都は、平成12年2月、交通需要管理施策の全都的な展開を推進するため、基本理念や交通改善の目標、行動計画などを定めた「TDM（交通需要マネジメント）東京行動プラン」を策定し、交通渋滞により低下した都市機能の回復や窒素酸化物（ $\text{NO}_x$ ）、浮遊粒子状物質（SPM）などによる大気汚染の改善を図ることとした。

また、既存道路容量の回復、自動車利用の自粛、自動車利用からの転換、自動車交通量の抑制など、庁内関係各局、関係区市町村、民間企業等を含め、多様な事業主体との連携を強化して、施策を推進している。

### (2) 環境に配慮した環境交通施策の推進

#### ア 地域特性に応じた環境交通施策の推進

都では、地域や業界の特性に応じた交通量抑制や交通流円滑化の推進等の持続可能な環境交通施策に取り組んでいる。

具体的には、環境に優しい交通手段である公共交通機関の利用を促すため、環境交通キャンペーンの実施による意識啓発に加え、新宿地区におけるパーク&バスライドの導入などの取組を展開している。

#### イ 自転車利用の促進

近距離の移動に適した環境に優しい交通手段である自転車の利用を促進するため、自転車シェアリングの取組事例や自転車通行空間の整備推進計画等、自転車活用に向けた対策をホーム

ページで紹介している。

自転車シェアリングについては、庁内関係部局で構成する連絡会や、都と関係自治体で構成する連絡会において、事業効果等を共有しながら地域での取組を進める自治体を支援するなど、普及促進に取り組んでいる。

平成27年3月には、都と関係自治体とで「自転車シェアリング事業における相互協力に関する基本協定書」を締結し、平成28年2月からは、行政区域を越えた自転車シェアリングの相互利用に向けた「広域実験」を開始した。令和2年4月からは一部の区で本格実施に移行している。

また、駅から目的地までの端末交通手段としての利用を促進するため、都営地下鉄駅構内に自転車シェアリングのサイクルポートの案内を表示するなど、取組を行った。

さらに、自転車シェアリングの普及に向けた取組と合わせ、利用者に対するルール・マナーの遵守や自転車走行空間等の周知等、自転車の安全利用のための意識啓発を図っている。

令和3年度からは、関係自治体や運営事業者等で構成される広域利用等推進協議会を設置し、広域利用の推進に向け、ポート用地の共同利用検証事業やポート情報等のオープンデータ化に取り組んでいる。

図表2-1-52 自転車シェアリング広域相互利用の実施区の状況（株式会社ドコモ・バイクシェア）

（令和5年6月30日時点）

区	江東区	千代田区	港区	中央区	新宿区	文京区	大田区	渋谷区	品川区	目黒区	中野区	杉並区	練馬区
自区内利用開始年月	H24.11	H26.10	H26.10	H27.10	H28.10	H29.1	H29.3	H29.10	H29.10	H31.1	R2.7	R4.2	R4.4
サイクルポート数	172	97	162	73	91	71	131	65	92	57	42	42	112
自転車台数	1,676	838	1,788	781	1,331	839	525	699	733	507	381	229	277

区	墨田区	世田谷区
自区内利用開始年月	R4.8	R5.6
サイクルポート数	19	13
自転車台数	219	100

### ウ 物流対策の促進

都は、これまで、既成市街地等における共同配送や建築物における物流効率化の取組を促してきた。

現在は、再開発時における効率的な物流システムの導入について、民間事業者に対し働きかけを行っている。

## 第 7 節 持続可能な資源利用の実現

[資源循環推進部計画課・一般廃棄物対策課・産業廃棄物対策課]

### 1 東京都資源循環・廃棄物処理計画

都は、東京都環境基本計画に基づく個別分野の計画として、東京都資源循環・廃棄物処理計画（以下「循環計画」という。）を策定している。この計画は、廃棄物処理法に基づく法定計画であるとともに、東京における循環型社会形成のための基本計画としての性格を併せ持つものである。

#### 【計画期間】

令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度まで（5 年間）

#### 【計画の基本的な考え方】

資源利用を巡る国内外の議論を踏まえ、東京の資源循環や廃棄物処理の仕組みが直面している課題に対処するとともに、都民や社会のニーズに柔軟に対応できるよう、仕組みのレベルアップを図る。

#### 【計画目標】

計画目標	2025年度	2030年度
<b>【資源ロスの削減】</b>		
①一般廃棄物排出量	440万トン	410万トン
②プラスチック焼却削減量（2017年度比）	—	40%
③食品ロス削減量	—	38万トン
<b>【循環的利用の推進と最終処分量の削減】</b>		
④一般廃棄物再生利用率	31%	37%
⑤最終処分量	82万トン	77万トン
<b>【災害廃棄物の処理体制の構築】</b>		
⑥区市町村災害廃棄物処理計画策定率	100%	—

#### 【主要施策】

##### 施策 1 資源ロスの更なる削減

- ・ プラスチック削減プログラム及び食品ロス削減推進計画に基づき、消費者やメーカー等と連携した施策の推進
- ・ 家庭ごみの有料化、事業系ごみの受入料金適正化なども含めた廃棄物の発生抑制策の検討

##### 施策 2 廃棄物の循環利用の更なる促進

- ・ 分別収集拡大による家庭系プラスチックごみのリサイクル促進
- ・ 事業者の 3 R に係る自主的な取組促進及び区市町村と連携した指導により事業系廃棄物の 3 R を推進
- ・ 工事現場での分別徹底などにより建設廃棄物のリサイクルを促進
- ・ 環境配慮製品の普及拡大や海ごみ対策の推進など、資源ライフサイクルでの環境負荷低減

##### 施策 3 廃棄物処理システムの強化

- ・ 事務処理や届出等の手続きにおける電子化、ICT や RPA 活用による業務効率化
- ・ 事業系廃棄物の連携収集により収集運搬を効率化するなど、社会構造の変化に柔軟に対応できる処理体制を構築

- ・ 区市町村が運営する廃棄物処理施設等の広域化・集約化による社会コストの削減
- ・ 廃棄物の処理困難性の評価を含めた処理の制度的な枠組みを検討
- ・ PCB対策及び不法投棄対策の確実な推進

#### 施策4 健全で信頼される静脈ビジネスの発展

- ・ モデル事業の実施により試験的に社会実験に取り組める場を提供するとともに、事業者がチャレンジしやすい環境を整備
- ・ サーキュラー・エコノミーに向けた枠組みを検討するなど環境対策と経済を両立

#### 施策5 社会的課題への的確な対応

- ・ 感染症対策の徹底等による事業継続性確保、システムとしてのレジリエンス強化
- ・ 首都直下地震等に備え、地域で処理する共同組織、関連団体との連携推進
- ・ 広域連携によるリサイクルや不法投棄撲滅に向けた取組の推進
- ・ ゼロエミッションに向けた政策の検討、個別事業の実施

## 2 サーキュラー・エコノミーの推進

日常生活に根差す大量生産、大量消費は、地球環境に危機を引き起こす主要な要因の一つであり、大量の資源を使い捨てる一方通行型の経済を循環型に切り替えていくことが求められている。都はこれまで、循環型社会を構築する観点から様々な取組を進めてきたが、今後更に取組を加速させるためには、都民・事業者関係団体・自治体等による連携を図りながら、サーキュラー・エコノミーの実現に向けた具体的な取組への支援等を行っていくことが重要である。

都は令和4年4月に、公益財団法人東京都環境公社とサーキュラー・エコノミーの推進について、都内における持続可能な資源利用の実現に向けた取組を連携して実施していくための協定を締結した。これを受け同年6月より、東京サーキュラーエコノミー推進センター（公益財団法人東京都環境公社が同年4月に公社内に設置）では、持続可能な資源利用に関する情報発信やシンポジウムの開催、都内の事業者・自治体等への相談・マッチング、また、サーキュラー・エコノミーの早期導入に当たる具体的な取組等への支援を実施している。

## 3 食品ロス削減の取組

国の調査によると、日本国内では、本来食べられるにもかかわらず捨てられている、いわゆる食品ロスは約523万トンと推計されている（令和3年度推計）。この食品ロスの量は、国民一人当たり換算すると、1日約114g（お茶碗1杯分のご飯の量）の、まだ食べられる食品を廃棄していることになる。国連「持続可能な開発目標」（SDGs）の達成や、貴重な食料資源を無駄なく活用するという観点から、食品ロスの削減は喫緊の課題である。

都は、2030年の食品ロス半減を目指し、平成29年9月に設置した食品流通事業者や消費者などからなる「東京都食品ロス削減パートナーシップ会議（以下「食ロス削減パートナーシップ会議」という。）での議論の成果として受けた提言や国の基本方針を踏まえ、令和3年3月に食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を策定し、都や区市町村が保有するフードテック（食に係る先進技術の総称）を有する企業と連携した社会実装化事業等の施策を展開している。

また、ロシアのウクライナ侵攻をはじめとする社会情勢等の変化を踏まえ、令和5年2月の食ロス削減パートナーシップ会議において、食品関連事業者や消費者など、各主体が自主的に食品ロス

削減に向けた行動を強化する「賞味期限前食品の廃棄ゼロ行動宣言」が採択された。令和5年度は新たに、賞味期限前食品の廃棄ゼロ行動促進事業として、商慣習に起因する実態把握調査や、都民への食品ロスに対する正しい理解の促進に向けた普及啓発を実施する。さらに、東京サーキュラーエコノミー推進センターと連携し、賞味期限であっても廃棄せざるを得ない中小小売店の食品をフードバンクに新規で寄贈し、寄贈ルートの開拓やつながりを創出するための支援や食品ロス削減に関する情報発信により消費者の意識啓発を行い、消費行動の変容を促していく。

#### 4 使い捨てプラスチックの削減・循環的利用の高度化

資源利用量の増大に伴い、気候変動や生物多様性の損失が急速に進んでいる。地球の気温上昇を産業革命以前に比べてプラス1.5℃でストップさせるためには、私たちの資源利用のあり方を大きく転換させる必要がある。とりわけ、世界的に生産量が急増しているプラスチックに関しては、その生産から廃棄までの各プロセスで多量のCO<sub>2</sub>が排出されており、海洋ごみが海洋生態系に大きな影響を与えるリスクの面からも、早急かつ実効性のある対策が求められている。このような流れの中で、令和4年4月からは「プラスチック資源循環法」が施行され、プラスチックに係る製品設計から廃棄物処理までの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置が講じられたところである。

都は、令和元年12月、「ゼロエミッション東京戦略」と同時に「プラスチック削減プログラム」を策定・公表した。本プログラムでは、2050年にCO<sub>2</sub>実質ゼロのプラスチック利用の実現を目指すとともに、2030年に向けた目標として家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチック焼却量を40%削減する目標を掲げ、持続可能な資源利用の実現に向けた施策の方向性を示している。

さらに、「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」では、2030・カーボンハーフスタイルの実現に向け、取組の強化を図っている。

2030年の目標の達成に向けて、まず、使い捨てを徹底的に見直し、リユースを基調とした社会を実現することが重要であり、使用済みのプラスチックについては元の素材と同等の品質に戻す水平リサイクルの社会実装を進める必要がある。このため、リユース容器や量り売り・シェアリングなどの2Rビジネスや革新的技術による水平リサイクルの一般化・主流化を目指す、イノベーティブな企業間連携の場を創出し、持続可能なプラスチック利用を実現する新たなビジネススタイルの実装を促進する。

また、都民等の消費行動の変容を促し、事業者等が行う地域密着型のサーキュラービジネス等を支援するため、メディアや東京サーキュラーエコノミー推進センター等と連携し、持続可能な資源利用に関する情報発信や、都内の事業者・自治体等への相談・マッチング等を実施する。

また、プラスチック資源循環法の施行も踏まえ、区市町村によるプラスチックの分別収集拡大に向けて、「プラ製容器包装等・再資源化支援事業」により、プラスチック製容器包装及び製品プラスチックの分別収集に係るスタートアップ及びレベルアップの事業に対し財政支援を行い、区市町村の取組を強力に後押ししている。

さらに、事業系廃プラスチックのリサイクル促進を図るため、オフィスビル等の廃棄物排出実態等を把握した上で、区市町村と連携し、廃棄物に関する知見を有する3Rアドバイザーによる的確な助言を行うとともに、都庁自らの率先的な行動として「ゼロエミッション都庁行動計画Update」等に基づく取組を推進する。

## 5 太陽光発電設備 3R 推進事業

固定価格買取制度（FIT制度）の開始以降急速に普及した太陽光発電設備が、2030年代半ば以降から本格廃棄される見込みである。都では、「持続可能な資源利用」を推進する観点から、太陽光発電設備の3Rを促進する仕組みを構築するため、平成30年に、学識経験者などで構成する東京都使用済太陽光発電設備リサイクル検討会を設置し、東京の特徴を踏まえた太陽光発電設備の3Rスキームを構築するための議論を行った。さらに、大学研究者による事業提案制度において、早稲田大学から提案された「太陽光パネル高度循環利用に向けた東京モデルの構築」に取り組み、主に技術的な側面から、太陽光パネルのリサイクル方法を実証した。

令和4年9月、解体業者、リサイクル業者等で構成する東京都太陽光発電設備高度循環利用推進協議会を立ち上げ、住宅用太陽光発電設備のリサイクルルートの確立に取り組んでいる。

## 6 容器包装リサイクル法に基づく分別収集促進計画

都では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき、各区市町村が策定した「市町村分別収集計画」における容器包装廃棄物（全11品目）の排出量や収集見込量を取りまとめ、都としてリサイクル促進の意義に関する知識の普及などに取り組むことを定めた「分別収集促進計画」を策定している。

令和4年度に策定した第10期計画（令和5年度から令和9年度まで）では、スチール缶・アルミ缶・ペットボトルは100%、ガラスびんは98%、紙パックは85%、ダンボールは95%の区市町村が計画を策定している。

図表 2-1-53 資源回収状況

（単位：トン）

		元年度実績			2年度実績			3年度実績		
		23区	多摩	島しょ	23区	多摩	島しょ	23区	多摩	島しょ
ガラスびん	無色	31,011	11,850	40	34,106	12,669	33	32,906	12,045	29
	茶色	16,426	6,533	35	16,901	6,602	27	16,207	6,418	24
	その他	32,181	8,610	27	36,257	9,705	24	35,598	9,490	21
ペットボトル		37,540	12,407	152	40,479	13,242	138	41,480	13,440	137
スチール缶		13,473	4,654	63	14,076	4,958	107	13,276	4,576	49
アルミ缶		11,759	6,045	88	13,658	6,852	70	13,528	6,834	72
紙パック		545	474	1	544	508	1	604	495	1
その他紙製容器		1,079	2,033	1	1,539	2,116	1	1,939	2,026	2
白色トレイ		142	23	9	158	24	15	87	22	13
その他プラ容器		28,566	46,976	1	30,839	51,288	1	31,326	51,067	2
段ボール		96,091	35,082	241	112,144	42,574	590	113,423	42,743	542

## 7 自動車リサイクル法に基づく登録・許可・指導等

平成14年7月、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を実現するため、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）が制定された。

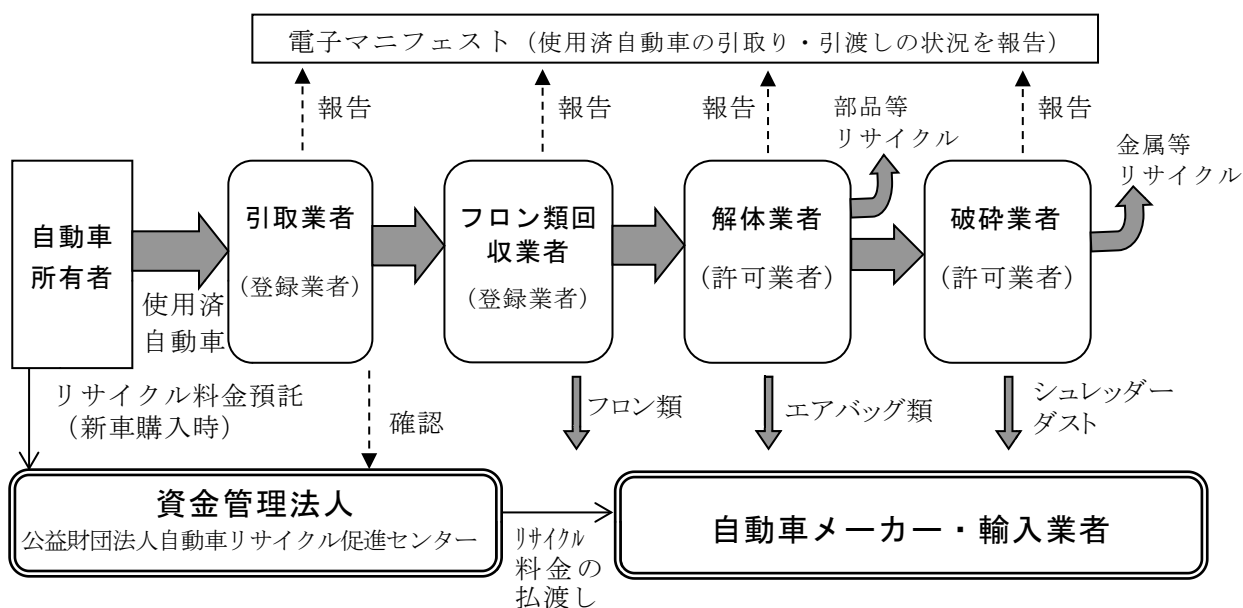
この法律では、「拡大生産者責任」の考え方にに基づき、自動車製造業者等が自ら製造・輸入した自動車を使用済みとなった場合に、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類を引き取ってリサイクル（フロン類については破壊）を行う義務を負う。

また、自動車所有者はリサイクル料金等を「資金管理人」に預託する必要があり、また、廃車するに当たっては引取業者に使用済自動車（廃車）を引き渡す義務を負う。

平成16年7月1日からは解体業及び破砕業に対する許可制度が、平成17年1月1日からは引取業及びフロン類回収業の登録制度が施行された。

都は、これらの許可・登録事務を行うとともに、各関連事業者に対し、必要に応じて指導及び助言等を行っている。

図表 2-1-54 自動車リサイクル法の仕組み



図表2-1-55 自動車リサイクル法の登録・許可事業者数(令和5年4月1日現在)

地域区分	引取業	フロン類回収業	解体業	破砕業
区部	513	81	25	4
多摩（八王子・町田市を除く。）	264	51	25	7
島しょ	45	10	5	2
他県	23	1	1	1
合計	845	143	56	14

(注) 登録・許可住所を基に集計

## 8 建設リサイクルの取組

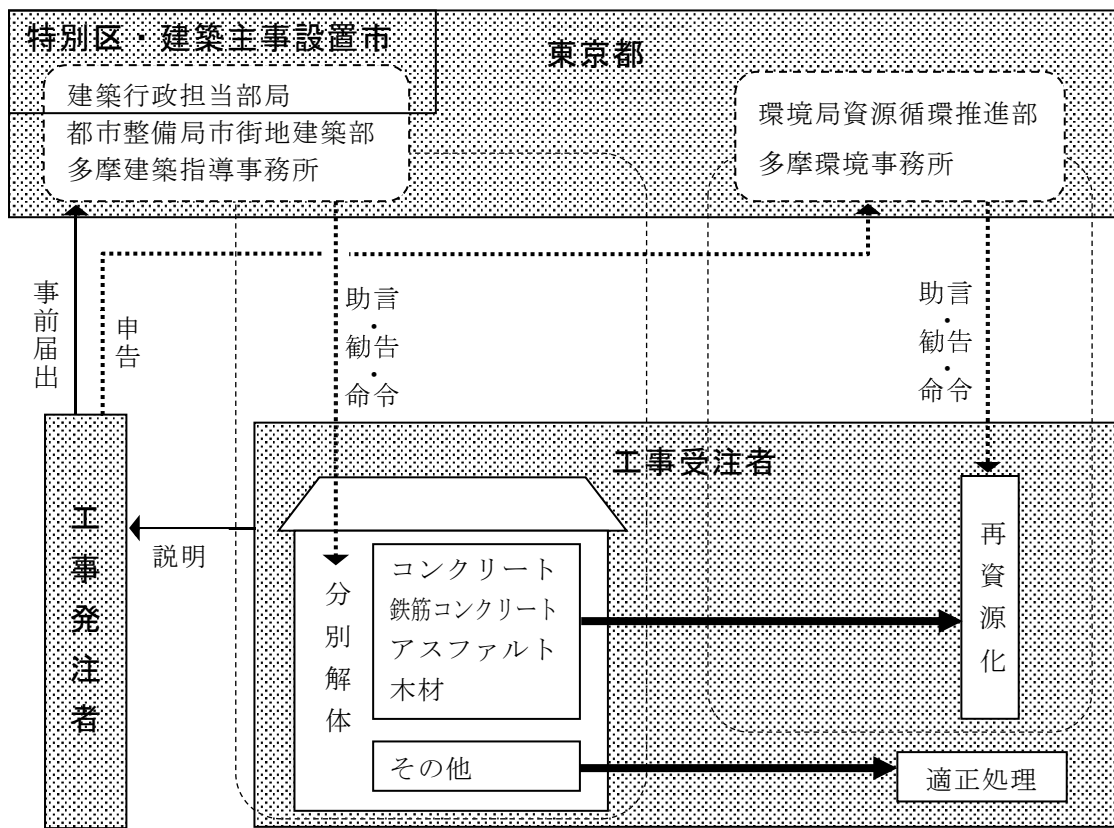
### (1) 建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物の再資源化等の推進

平成14年5月30日に完全施行された建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）は、建設廃棄物の減量と再資源化を促進するため、建設工事の受注者に対し、分別解体と特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材）の再資源化等を義務付けている。分別解体に係る事務は東京都都市整備局、特別区及び建築主事設置市の建築行政担当部局が担当し、再資源化等に係る事務



は環境局が担当している。

図表 2-1-56 建設リサイクル法の仕組みと都における事務分担



※対象建設工事 解体工事80㎡以上、新築工事500㎡以上  
 修繕模様替 1 億円以上、建築物以外500万円以上  
 ※解体工事業の登録を義務付け（建設業法の許可を持つ場合を除く。）

図表2-1-57 建設リサイクル法に基づく指導・行政処分状況（環境局）

内 容	令和4年度件数
立入検査実施件数	681
発注者の申告件数	0
助言	0
勧告	0
命令	0

（注）多摩環境事務所の実績も含む。

## (2) 再生品の利用促進

都内では高度経済成長期に建築された建物やインフラが更新時期を迎えており、それに伴って生じるコンクリート塊は、今後大量発生が見込まれている。一方で、コンクリート塊から製造される再生砕石については、主に道路の路盤材等に利用されてきたが、道路等の需要の減少により、再生砕石の滞留リスクが顕在化している。

そのため、東京都建設リサイクル推進計画において、コンクリート塊等の資源循環が円滑に進むよう、東京都環境物品調達方針（公共工事）に基づき、再生砕石とともに、再生骨材コンクリートの利用を促進していくとしている。

## 9 スーパーエコタウン事業

都は、首都圏の廃棄物問題の解決を図るとともに、新たな環境産業の立地を促進し、循環型社会への変革を推進することを目的に、東京臨海部において都有地を活用した先進的で信頼性の高い廃棄物処理・リサイクル施設の整備を進めてきた。

平成14年4月から、都は、民間事業者による建設廃棄物や食品廃棄物などの処理・リサイクル施設を計3回に渡って公募・選定を行い、平成29年6月に全施設の整備が完了した。現在、中央防波堤内側埋立地に2施設、大田区城南島に11施設が稼働している。

スーパーエコタウン事業について理解を深めてもらうため、毎年、都民や事業者を対象に、見学会を実施している。

今後も引き続き、スーパーエコタウン事業者と連携して、先進的で信頼性の高い廃棄物処理・リサイクルを促進していく。

図表2-1-58 スーパーエコタウン事業で整備された各施設の一覧

施設名	事業主体	処理能力	稼働年月日
中央防波堤内側埋立地			
PCB廃棄物処理施設	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	2t/日 (PCB分解量)	平成17年11月
ガス化溶解等発電施設	J & T環境株式会社	650t/日	平成18年8月
大田区城南島			
建設混合廃棄物リサイクル施設	高俊興業株式会社	928t/日	平成16年12月
	株式会社タケエイ	961t/日	平成17年4月
廃タイルカーペットリサイクル施設	株式会社タケエイ	16t/日	平成27年8月
がれき類・泥土リサイクル施設	成友興業株式会社	(がれき類) 4,080t/日	平成21年7月
		(汚土) 1,440m <sup>3</sup> /日	
埋設廃棄物・泥土のリサイクル施設	成友興業株式会社	(埋設廃棄物) 2,880t/日 (汚土) 1,440m <sup>3</sup> /日	平成29年1月
	S.P.E.C.株式会社	4,080t/日	平成29年6月
食品廃棄物リサイクル施設 (バイオガス発電)	バイオエナジー株式会社	130t/日	平成18年4月
食品廃棄物リサイクル施設 (飼料化)	株式会社アルフォ	140t/日	平成18年4月
食品廃棄物リサイクル施設 (飼料化・バイオガス発電)	株式会社アルフォ	170t/日	平成29年6月
廃情報機器類等のリサイクル施設	株式会社フューチャー・エコロジー	36t/日	平成16年4月
	株式会社リーテム	864t/日	平成17年7月

## 第 8 節 フロン排出ゼロに向けた取組

[環境改善部環境保安課]

フロンは、人体に無害であり、熱を効率的に運ぶ化学物質であることから業務用冷凍空調機器の冷媒等として使用されている。以前は、特定フロン（クロロフルオロカーボン（CFC）及びハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC））が多く使用されてきたが、オゾン層を破壊することから代替フロンであるハイドロフルオロカーボン（HFC）に転換されてきた。

しかし、代替フロンは非常に温室効果が高いことからその削減が求められている。

### 1 フロンの法規制の変遷

平成14年4月に施行された「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（フロン回収・破壊法）に基づき、特定フロンとハイドロフルオロカーボン（HFC）について業務用冷凍空調機器の廃棄時の回収・処理が義務付けられた。

しかし、代替フロン（HFCs）の大気中への排出量が増加したことなどから、フロン類の製造から廃棄までの包括的な対策が取られるよう平成25年6月に「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（フロン排出抑制法）に改正された（平成27年4月施行）。

さらに令和元年6月、都道府県の立入指導権限の拡大や関係者相互の確認・連携の強化など、機器の廃棄時のフロン類の確実な回収に向けた改正が行われた（令和2年4月施行）。

図表2-1-59

フロン排出抑制法 平成27年4月施行	フロン排出抑制法 令和2年4月施行																																
<table border="1"> <tr> <td>フロンガス製造者 ・フロンの転換（製造・輸入）</td> <td>権限</td> </tr> <tr> <td>フロン使用機器製造業者 ・フロンの転換（製品開発）</td> <td>国</td> </tr> <tr> <td>ユーザー ・適正管理（点検等）</td> <td>都</td> </tr> <tr> <td>機器整備業者 ・充填回収業者への委託</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄等実施者 ・機器廃棄時の委託</td> <td>都</td> </tr> <tr> <td>フロン類充填回収業者 ・充填回収業登録</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生業者／破壊業者 ・適正な再生や処理</td> <td>国</td> </tr> </table>	フロンガス製造者 ・フロンの転換（製造・輸入）	権限	フロン使用機器製造業者 ・フロンの転換（製品開発）	国	ユーザー ・適正管理（点検等）	都	機器整備業者 ・充填回収業者への委託		廃棄等実施者 ・機器廃棄時の委託	都	フロン類充填回収業者 ・充填回収業登録		再生業者／破壊業者 ・適正な再生や処理	国	<table border="1"> <tr> <td>フロンガス製造者 ・フロンの転換（製造・輸入）</td> <td>権限</td> </tr> <tr> <td>フロン使用機器製造業者 ・フロンの転換（製品開発）</td> <td>国</td> </tr> <tr> <td>ユーザー ・適正管理（点検等）</td> <td>都</td> </tr> <tr> <td>機器整備業者 ・充填回収業者への委託</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄等実施者 ・機器廃棄時の委託</td> <td>都</td> </tr> <tr> <td>特定解体工事元請業者 ・建物解体時のフロン回収</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第一種特定製品引取等実施者 ・機器廃棄時の適正な引取</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フロン類充填回収業者 ・充填回収業登録</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生業者／破壊業者 ・適正な再生や処理</td> <td>国</td> </tr> </table>	フロンガス製造者 ・フロンの転換（製造・輸入）	権限	フロン使用機器製造業者 ・フロンの転換（製品開発）	国	ユーザー ・適正管理（点検等）	都	機器整備業者 ・充填回収業者への委託		廃棄等実施者 ・機器廃棄時の委託	都	特定解体工事元請業者 ・建物解体時のフロン回収		第一種特定製品引取等実施者 ・機器廃棄時の適正な引取		フロン類充填回収業者 ・充填回収業登録		再生業者／破壊業者 ・適正な再生や処理	国
フロンガス製造者 ・フロンの転換（製造・輸入）	権限																																
フロン使用機器製造業者 ・フロンの転換（製品開発）	国																																
ユーザー ・適正管理（点検等）	都																																
機器整備業者 ・充填回収業者への委託																																	
廃棄等実施者 ・機器廃棄時の委託	都																																
フロン類充填回収業者 ・充填回収業登録																																	
再生業者／破壊業者 ・適正な再生や処理	国																																
フロンガス製造者 ・フロンの転換（製造・輸入）	権限																																
フロン使用機器製造業者 ・フロンの転換（製品開発）	国																																
ユーザー ・適正管理（点検等）	都																																
機器整備業者 ・充填回収業者への委託																																	
廃棄等実施者 ・機器廃棄時の委託	都																																
特定解体工事元請業者 ・建物解体時のフロン回収																																	
第一種特定製品引取等実施者 ・機器廃棄時の適正な引取																																	
フロン類充填回収業者 ・充填回収業登録																																	
再生業者／破壊業者 ・適正な再生や処理	国																																
<table border="1"> <tr> <td>全ての者 ・みだり放出の禁止</td> </tr> </table>	全ての者 ・みだり放出の禁止	<table border="1"> <tr> <td>全ての者 ・みだり放出の禁止</td> </tr> </table>	全ての者 ・みだり放出の禁止																														
全ての者 ・みだり放出の禁止																																	
全ての者 ・みだり放出の禁止																																	

### 2 フロンの排出削減目標

都は、令和元年12月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」において、代替フロンの排出量を、2030年には2014年度比35%減、2050年にはゼロとする目標を掲げた。

また、令和4年9月に策定した「東京都環境基本計画」では、削減目標を35%減から65%減に引き上げ、使用時対策、廃棄時対策、ノンフロン機器の普及策等の取組を強化することとした。

### 3 フロン対策

#### (1) 使用時対策

都は、業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）のユーザー（管理者）に対して適切な点検の実施を促すため、フロン排出抑制法に基づき立入検査を実施している。

令和4年度からは、事業者が遠隔監視による漏えい検知などIoTツールを活用し、フロン漏えいを早期に発見して排出を抑制していくことなどの先進的な技術の導入に積極的に取り組める

よう施策を推進している。

また、使用中の小型機器からのフロン漏えいを防止するため、市中の小型機器を点検し、漏えいを早期に発見・修理することによるフロン排出削減効果を検証している。

加えて、講習会の開催など、使用時のフロン排出量ゼロに向けた事業者の更なる取組を促す施策を実施している。

## (2) 廃棄時対策

都は、令和2年のフロン排出抑制法改正に合わせて、業務用冷凍空調機器を廃棄する際のフロン類回収が徹底されるよう講習会や動画配信等による法の周知を図るとともに、業務用冷凍空調機器が設置されている建物解現場等への立入指導を実施している。

また、悪質な事業者に対しては警視庁などと連携して厳正に対処している。

## (3) ノンフロン機器の普及

都は、冷媒としてフロンを使用しない機器（ノンフロン機器）を普及促進するため、令和元年度から中小事業者等を対象に「省エネ型ノンフロン機器」の導入に対する補助を実施している。

また、エネルギー価格高騰やフロン排出量削減を促進するため、令和4年10月から補助率や補助上限額等を拡充した。

## (4) 都庁のフロン排出削減

都は、業務用冷凍空調機器を数多く使用する事業者として、都庁からのフロンの排出量削減と適正管理の確実な実施、デジタル化の推進に向けて、令和5年度から冷媒管理システムを導入した。

## (5) 第一種フロン類充填回収業者の登録

都は、フロン排出抑制法に基づき、フロン類の充填・回収業を営む事業者の登録を行っている。

図表2-1-60 フロン排出抑制法に基づく充填回収業者の登録実績（令和4年度末）

登録区分	登録件数
第一種フロン類充填回収業者	4,545

## 第 9 節 都自らの率先行動

### 1 ゼロエミッション都庁行動計画

[総務部環境政策課]

都は、平成13年3月、都庁の総合的な環境配慮のための実行計画である「地球をまもる都庁プラン」(計画期間平成12年度から平成16年度まで)を策定し、都の事務事業活動に伴う環境負荷低減に率先して取り組んできた。平成17年8月には、都における気候変動対策を更に強化するため、「地球をまもる都庁プラン」の地球温暖化対策部分を改定し、「地球温暖化対策都庁プラン」を策定した。

平成24年3月、平成23年夏期における電力需給ひっ迫に対する取組等を踏まえ、「温室効果ガス削減都庁行動計画」(計画期間平成22年度から平成26年度まで)を策定した。平成26年度における知事部局等からの温室効果ガス排出量を、平成12年度比で20%削減するという削減目標に対し、平成26年度実績で約19.9%減となり、目標をほぼ達成した。

平成28年3月に「スマートエネルギー都庁行動計画」(計画期間平成27年度から令和元年度まで)を策定し、設備改修等を通じた低CO<sub>2</sub>技術の活用や省エネルギー対策を推進した結果、令和元年度の温室効果ガス排出量を平成12年度比20.9%削減、エネルギー消費量を平成12年度比20.8%削減した。

また、新たに4,738kWの太陽光発電を導入した。

令和3年3月には、新たに「ゼロエミッション都庁行動計画」を策定した。都自らが「隗より始めよ」で脱炭素化に向けた取組を加速し、「2030年カーボンハーフ」の実現に向けて、様々な主体の取組を牽引する。

#### (1) 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5か年

#### (2) 取組項目及び目標

これまでの省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用拡大に向けた取組に加え、ZEVの導入推進や使い捨てプラスチックの削減等、新たに次の分野を追加し、各分野における目標達成に向けての取組を加速させる。

分野1 建物のゼロエミッション化に向けた省エネルギーの推進・再生可能エネルギーの利用拡大

目標 ア 温室効果ガス排出量(2000年度比)40%削減

イ エネルギー消費量(2000年度比)30%削減

ウ 再生可能エネルギー電力利用割合 50%程度

エ 太陽光発電設置量(累計設置量)20,000kW

※ 令和4年2月に当初目標の12,000kWから引き上げ。

分野2 ZEVの導入推進

目標 ア 非ガソリンの庁有車(乗用車)100%(特種車両等を除く。)

イ 都有施設に公共用充電器を300基以上設置

分野3 使い捨てプラスチックの削減

目標 ア 都庁舎から排出する廃プラスチック焼却量(2017年度比)20%削減

イ ペットボトルの「ボトルtoボトル」など高度リサイクルが導入されている

ウ 都主催イベントにおけるリユースカップ等の原則実施が実現している

#### 分野4 食品ロスの削減

- 目標 ア 食堂や売店等における利用者の食品ロス削減行動が実践されている
- イ 都庁舎の食堂や売店等における食品リサイクルが拡大している
- ウ 飲食を提供するイベント等における食品ロス削減行動が徹底されている
- エ 都が保有する防災備蓄食品の廃棄が最小化されている

#### 分野5 フロン対策の推進

- 目標 ア ノンフロン機器及び低GWP機器への転換が原則化している
- イ 管理者による機器使用時・廃棄時の漏えい防止が徹底されている

### (3) 計画の実効性を担保する仕組み

本計画で定めた目標とその達成に向けた取組について、次の仕組み等を活用して、実効性を担保する。

#### ア 全庁横断的な推進組織の活用

全庁横断的な推進組織として「ゼロエミッション都庁推進会議」を設置しており、この会議では、各分野で掲げた目標に対する進捗状況を確認し、課題等を共有するとともに、必要に応じて施策の見直し・バージョンアップを行う。

#### イ 公共調達における脱炭素化の推進

各分野における取組の方向性を踏まえ、「東京都グリーン購入推進方針」や「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」によって、調達の面からも施策を推進する。

## 2 都有施設（知事部局等）における再生可能エネルギーの利用拡大

〔気候変動対策部計画課〕

都は、多くのエネルギーや資源を消費する「大規模事業者」の責務として、都自ら率先して脱炭素行動を推進し、再生可能エネルギーの利用拡大に向けた取組を強化している。

### (1) 再生可能エネルギー電力調達の促進

令和元年12月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」の中で、令和12（2030）年までに都有施設（知事部局等）において使用する電力の再生可能エネルギー100%化の目標を掲げている。

この目標の達成に向け、令和2年度から、都内で発電された卒FIT\*電力を含む再生可能エネルギー100%電力を都有施設で積極的に活用していく「とちょう電力プラン」を進めている。

\*卒FIT：FIT（再生可能エネルギーによる電力を一定期間固定価格で買い取る制度）での買取期間が終了した設備のこと。令和元年11月以降、順次買取期間が終了

### (2) 太陽光発電設備の設置拡大

令和12（2030）年までに設置可能な都有施設へ100%設置を目指し、新築、改築及び大規模改修時に加え、既存の都有施設への太陽光発電設備等の設置を加速化する。

また、都営住宅において、新たな工法で住棟の状況に応じた太陽光パネルの設置を進め、設置拡大に向けて最適な手法を導入する。

### (3) 都有施設におけるVPPの構築事業

都有施設で生み出した再エネ電力を施設間で需給調整し最大限有効活用するとともに、電力市場への調整力の供出等も視野に入れた、都有施設におけるVPPの構築を推進する。

### 3 環境マネジメントシステムの運営

[総務部環境政策課]

都は、都の活動における環境配慮を一層推進するために新宿本庁舎を範囲として環境マネジメントシステムを構築し、平成12年2月に環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の認証を取得した。

認証取得から14年が経過し、各局における取組が十分に定着するとともに、PDCAサイクルを用いた事業運営の成果が着実に現れた。

そこで、これまでの取組・経験を踏まえ、平成26年4月に事業活動における環境配慮行動の取組指針として環境方針を策定するとともに、運営においては日常業務活動に特化した独自の環境マネジメントシステムを導入し、都における環境配慮行動を適切に実行している。

### 4 都庁プラスチック削減方針

[資源循環推進部計画課]

都は、令和元年6月、ゼロエミッション東京の実現に向けて、多くの資源を消費する都庁自らが先導的に取り組み、都民・事業者等の取組を喚起・牽引していくため、「都庁プラスチック削減方針」を策定した。

#### (1) 基本原則

- ア 必要性の低いワンウェイプラスチックの使用削減、マイバッグ・マイボトル等の利用推進
- イ プラスチックの使用が避けられない場合は、①再生プラスチックを使用した製品、②持続可能性に配慮したバイオマスプラスチックを使用した製品の優先順位により使用する製品を検討
- ウ 廃プラスチックが発生した場合は、適切に分別し、①材料リサイクル、②ケミカルリサイクルの優先順位により再生利用し、それが困難な場合には、できる限り高効率な熱回収を推進

#### (2) 取組内容

##### ア 物品調達等における取組

- (ア) 東京都グリーン購入推進方針及びグリーン購入ガイドの改定
- (イ) 本庁組織が本庁舎内で開催する会議におけるワンウェイプラスチックの削減
- (ウ) 関連団体等への要請、廃プラスチックの分別の徹底等

##### イ 職員による率先行動

- (ア) ワンウェイプラスチックの受取を自ら辞退することを原則とし、それを徹底
- (イ) 廃プラスチックが発生した場合は、分別方法に従い分別を徹底
- (ウ) 本庁舎内各フロアのリサイクルルームを調査し、レジ袋等の廃棄状況を把握

